

ローカルスタートアップ[°]関連施策支援推進会議

< 第二部 >

地域力創造施策等について

令和4年度

総務省 地域力創造グループ

①地域力創造グループ施策について

令和5年度 地域力創造グループ施策 予算案の概要

(億円)

1. 脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進

地域資源を活かした地域の雇用創出

5.8

【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金

5.8億円

- ローカル10,000プロジェクト
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- 地域の脱炭素を担う人材の支援

2. 地域おこし協力隊の強化等

3.8

【主な経費】 地域おこし協力隊の推進に要する経費

2.1億円

「移住・交流情報ガーデン」の運営等に要する経費

0.9億円

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

0.2億円

ふるさとワーキングホリデー推進事業

0.3億円

サテライトオフィス・マッチング支援事業

0.1億円

関係人口を活用した地域の担い手確保事業

0.1億円

JET地域国際化塾の開催に要する経費

0.1億円

(億円)

3. 地域コミュニティを支える地域運営組織への支援 **0.3**

【主な経費】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費 0.3億円

4. 過疎法に基づく過疎対策の推進 **8.0**

【主な経費】 過疎地域持続的発展支援事業 等 4.0億円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0億円

5. 自治体DXの推進 **1.2**

【主な経費】 自治体DXの推進体制の構築等に要する経費 1.2億円

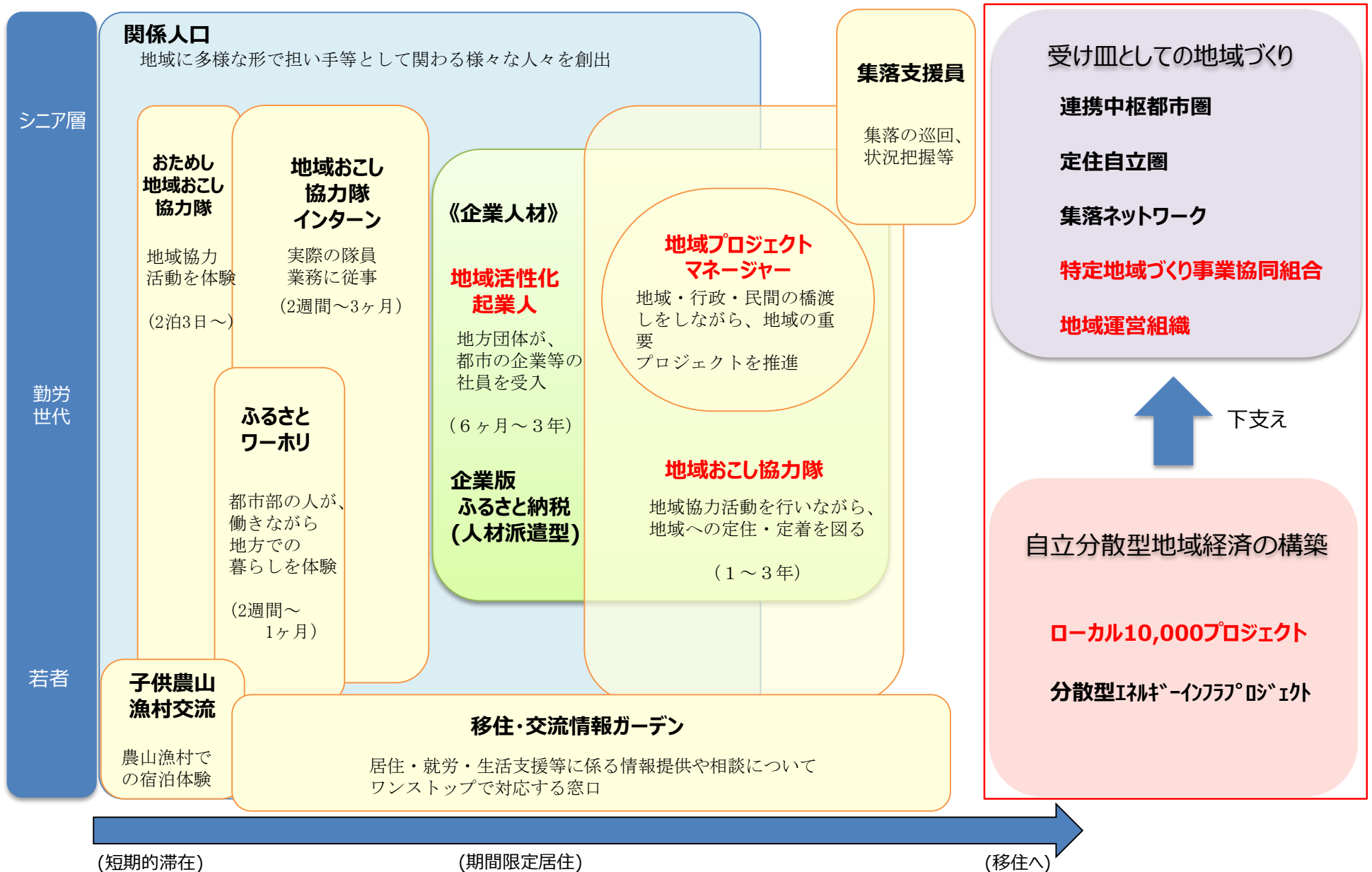
など

合計 22.3

(参考) 特定地域づくり事業協同組合制度の推進(内閣府予算計上) **5.6**

【主な経費】 特定地域づくり事業推進交付金 5.5億円

地域力創造Gの地域活性化施策について（人材の確保支援等）



分散型エネルギーインフラプロジェクト

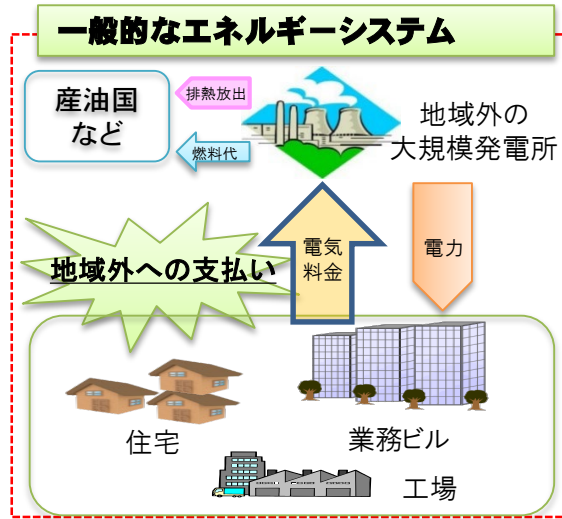
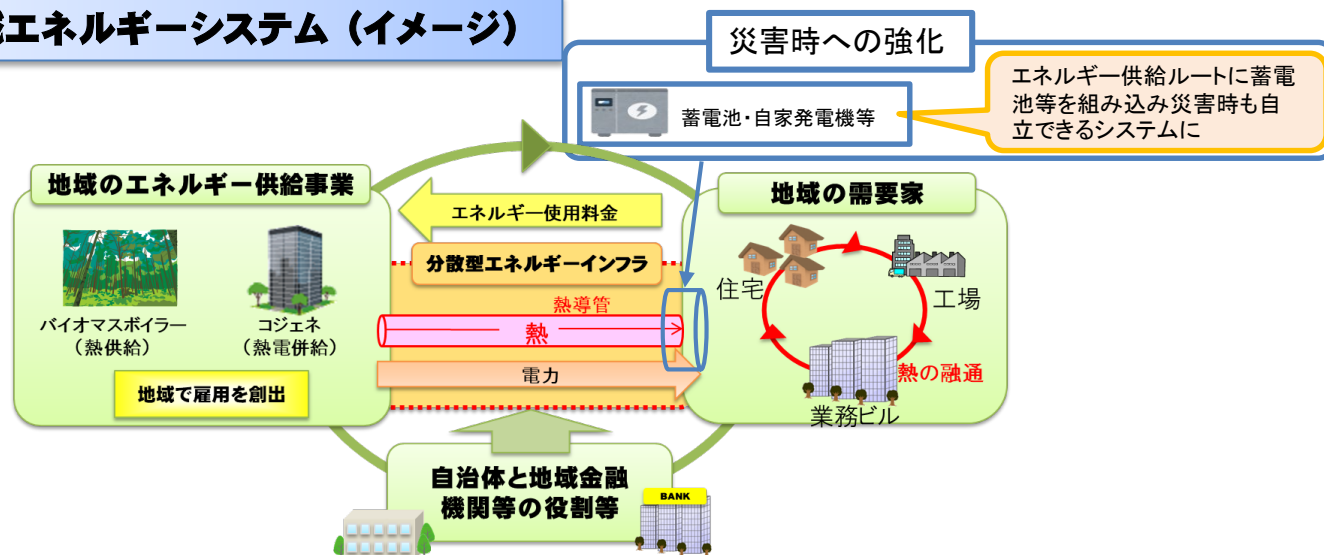
R5予算額(案)
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

- <補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)
- <補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10)
- <実績> これまでに64の団体が策定(平成26年度~令和3年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム(イメージ)



分散型エネルギーインフラプロジェクト 都道府県別実施団体一覧 (R4年4月時点)

は、事業化している団体(19団体)

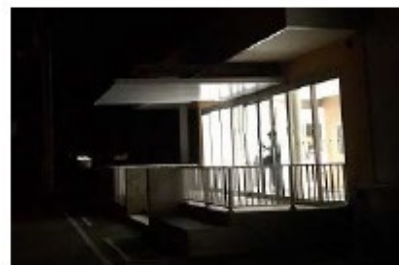
	団体数	策定年度別団体名								
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
1	北海道	6	石狩市 下川町	豊富町	弟子屈町	札幌市	士幌町			
2	青森県	2	弘前市						今別町	
3	岩手県	3	八幡平市				岩手県	一関市		
4	宮城県	0								
5	秋田県	2		大湯村		八郎潟町				
6	山形県	2	山形県	最上町						
7	福島県	2			喜多方市 他12団体	福島県				
8	茨城県	1			つくば市					
9	栃木県	1	栃木県							
10	群馬県	3	中之条町	前橋市					川場村	
11	埼玉県	0								
12	千葉県	1				市川市				
13	東京都	1							調布市	
14	神奈川県	1				川崎市				
15	新潟県	0								
16	富山県	1						富山市		
17	石川県	0								
18	福井県	1						池田町		
19	山梨県	2		甲斐市				北杜市		
20	長野県	2				中野市			長野市	
21	岐阜県	1			八百津町					
22	静岡県	2	富士市			浜松市				
23	愛知県	0								
24	三重県	1		南伊勢町						

	団体数	策定年度別団体名								
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
25	滋賀県	1		湖南市						
26	京都府	1			城陽市					
27	大阪府	1	四條畷市							
28	兵庫県	3	淡路市	神戸市					南あわじ市	
29	奈良県	0								
30	和歌山県	0								
31	鳥取県	2	鳥取市	米子市						
32	島根県	0								
33	岡山県	3		津山市	真庭市				西粟倉村	
34	広島県	0								
35	山口県	1					宇部市			
36	徳島県	0								
37	香川県	0								
38	愛媛県	0								
39	高知県	0								
40	福岡県	0								
41	佐賀県	0								
42	長崎県	1	対馬市							
43	熊本県	3		南関町	小国町	水俣市				
44	大分県	2				豊後大野市	竹田市			
45	宮崎県	2				川南町		都農町		
46	鹿児島県	6	いちき 串木野市	西之表市	長島町	出水市		錦江町		枕崎市
47	沖縄県	3		浦添市		北中城村		糸満市		
計 (うち事業化)	64 (19)	14 (8)	14 (6)	11 (4)	4 (1)	3	8	4	6	

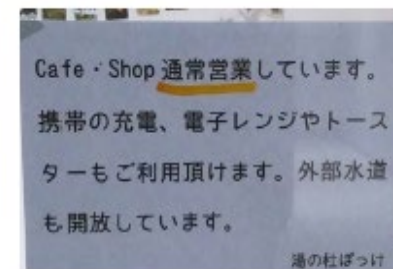
災害時の自立エネルギー供給の例 北海道豊富町（27年度策定、29年度事業化） 自噴天然ガス等の地域燃料を活用した自立循環型のまちづくり

災害時の対応

- 北海道豊富町では、温泉とともに産出される天然ガス等を活用した自立循環型のまちづくりをめざし、平成27年度にマスタープランを策定し、平成29年度から事業化。
- マスタープランに即して、温泉街の公共施設に停電時にも対応可能な天然ガスコージェネレーションシステムを導入。
- 北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）では、域内唯一の緊急避難所として機能。
- 住民等に対して、トイレ・水道・電気・フリーWi-Fiなどを提供するとともに、ネットラジオの館内放送で防災情報も提供。



停電時の状況



停電時における掲示

マスタープランの概要

- 温泉街における公共施設・宿泊施設に対して、自噴の天然ガスや畜産系バイオガスを活用した熱電併給システムを構築。
- 併せて、豊富な自噴ガスをエネルギー源として、畜産加工施設を新たに整備。
- 工業団地内へのガス供給は平成28年7月末より開始。主な供給先は（株）豊富牛乳公社

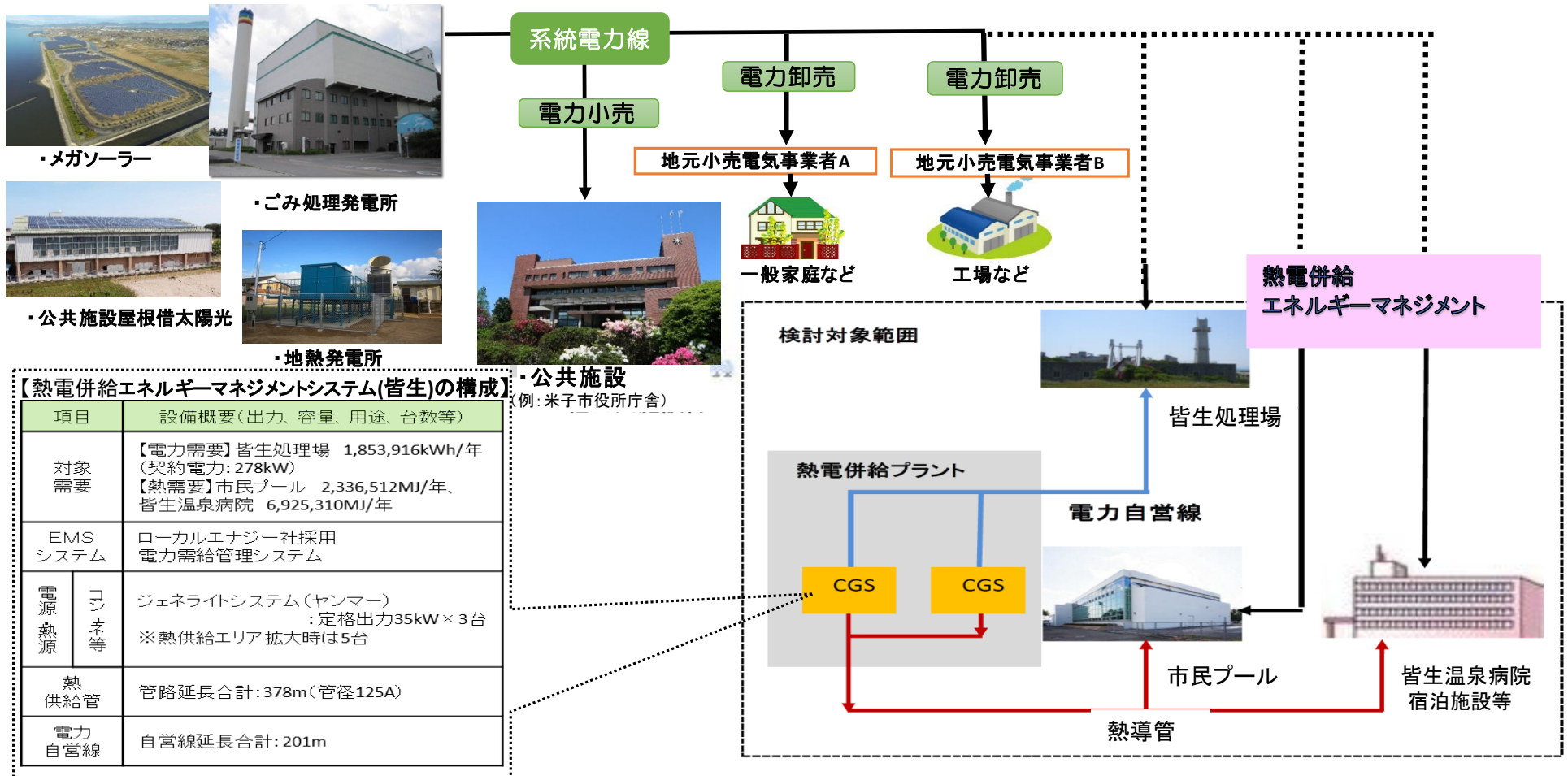
プロジェクト実施エリア 鳥取県米子市

～皆生温泉地区熱電併給エネルギーの地産地消～

平成26年度
プラン策定

- ガスコジェネによる熱電併給事業及び電力供給事業について計画し、市及び地元企業等が出資し、地域エネルギー会社「ローカルエナジー」を設立(平成27年12月)
- 電力供給事業については、平成28年4月から電力小売を開始し、公共施設で使う電力を供給。その後、一般家庭への電力供給を担う地域PPSに電力を卸売り
- ガスコジェネによる熱電併給事業については、可能性のあるモデルを整理し、熱需要が多いエリアにおける事業実現の可能性を検討し、事業化を計画

ローカルエナジー電力小売卸売事業スキーム(平成28年4月～)



分散型エネルギーインフラプロジェクト 普及推進に向けた取組

- 複数のメリットを享受できる地域における分散型エネルギー事業だが、円滑に事業化を実現するためには自治体を中心となってマスタープランを策定しておくことが効果的。
- 総務省では地産地消のエネルギー事業の導入に取り組まれる自治体職員の皆様が効率よく導入に向けた検討を行えるよう、ハンドブックを作成。→ハンドブックURL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html
- 事業の実現に向けて関係省庁が全力で支援→①、②
- 事業化を実現した団体の人材活用策を参考に人材派遣制度を創設→③

① 各省補助金とマスタープランの連携強化

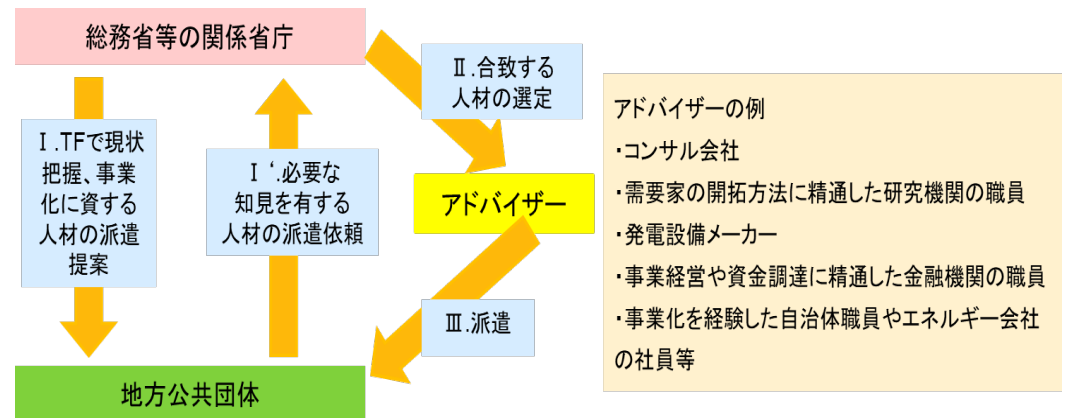
- マスタープラン策定済団体：関係省庁タスクフォース所管補助金で交付審査時の加点による優遇等を実施。
- マスタープラン未策定団体：補助事業が先行している団体については、新たにマスタープラン申請を優先採択。

② 事業化に向けた進捗状況の把握、助言機能の強化

- フォローアップ調査の結果について、関係省庁で共有・審議の上、事業化の実現に向け具体的アドバイスを実施。
- さらに、地方公共団体の事業化進捗状況に応じ必要となる専門人材の派遣提案を実施。

③ 専門人材の紹介

- 関係省庁と連携し、地方公共団体の事業化進捗状況に応じて必要となる各分野の専門人材を紹介。
- 毎年度のフォローアップ調査を踏まえ、適切と考えられる人材と当該団体とのマッチングを総務省が行う。
- リストは各省庁で共有し活用することで、各省庁事業の結びつきを強め、分散エネの普及を促進。



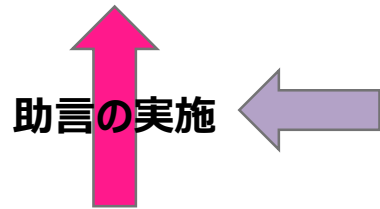
概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助

※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)

※2 補助率：補助対象の1/2

外部専門家



外部専門家のイメージ

(課題)

エネルギー事業の運営

再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法

事業経営や資金調達

地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート

(外部専門家)

⇒ 地域エネルギー会社の社員

⇒ 学識経験者

⇒ 金融機関社員

⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

ふるさとワーキングホリデーの概要

R5予算額(案):30百万円
(R4当初予算額:30百万円)

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

ふるさとワーキングホリデー

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



これまでの実績 (R4. 3時点)

- ・ ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,800人が地域での暮らしを体験。
- ・ ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判は良い。

課題

大学等を訪問して制度の紹介などを行っているが、制度を知らない人も多く、より効果的なPRが必要。

令和5年度の取組

Web広告などのインターネット媒体を活用した広報活動を強化し、より効率的、効果的に制度を周知する。

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook等)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



未実施自治体、企業等への説明会の開催

- ・実施自治体増と地域企業の参加拡大を図るため、未実施自治体及び企業等を対象にした説明会を開催。
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。

ふるさとワーキングホリデーの実績等

就労内容(例)

- ・ 農業(特産品等)
- ・ 旅館・ホテル
- ・ 酒造業
- ・ 製造業(窯業、神社・仏閣用授与品等)
- ・ 観光業(スキー場、伝統工芸販売等) 等



地域との関わり(例)

- ・ 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- ・ 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- ・ 地域イベントの運営体験
- ・ 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等



受入実績

約3,800人が参加(H29.1~R4.3)

【実施自治体】

○H28年度(8団体)

北海道、福島県、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県

○H29年度(16団体)

北海道、福島県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県

○H30年度(20団体)

北海道、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、沖縄県、上越市・阿賀町(新潟)、氷見市(富山)、池田町(福井)、長野市・白馬村(長野)、海士町(島根)

○R1年度(36団体)

北海道、岩手県、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、徳島県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、大館市(秋田)、利島村(東京)、上越市・阿賀町・粟島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、池田町(福井)、長野市・伊那市(長野)、神河町(兵庫)、川上村(奈良)、海士町(島根)、宇部市・萩市・岩国市・長門市(山口)、松野町(愛媛)、宿毛市・香南市・香美市・東洋町・馬路村・中土佐町(高知)

○R2年度(17団体)

北海道、岩手県、鳥取県、大分県、沖縄県、利島村(東京)、阿賀町・粟島浦村(新潟)、長野市(長野)、白川村(岐阜)、蒲都市(愛知)、神河町(兵庫)、海士町(島根)、岩国市(山口)、香南市・東洋町・馬路村(高知)

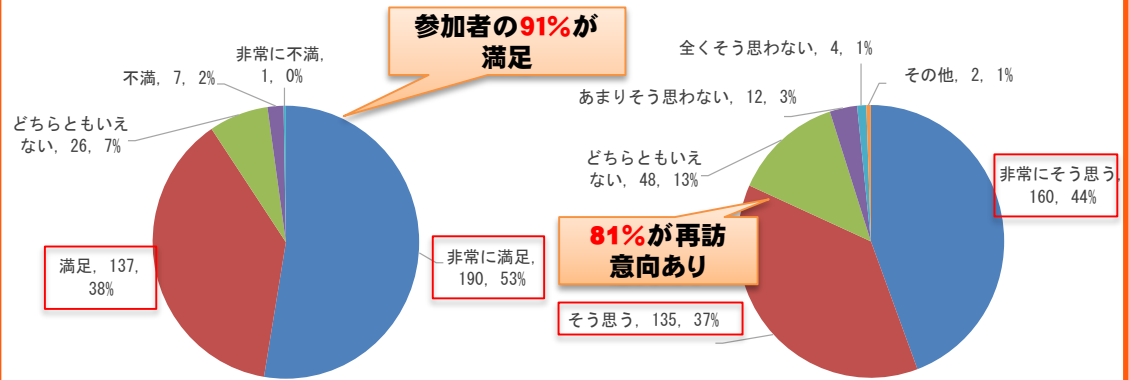
○R3年度(23団体)

北海道、岩手県、大分県、沖縄県、盛岡市(岩手)、気仙沼市(宮城)、利島村(東京)、阿賀町・粟島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、長野市・大町市・伊那市(長野)、下呂市(岐阜)、川上村(奈良)、府中市(広島)、岩国市(山口)、須崎市・香南市・中土佐町・東洋町・馬路村(高知)

アンケート結果、参加者及び受入企業等の声

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度

参加した地域への今後の継続的な訪問意向



実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくとも、ぜひ参加すべきと思います。



「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。



従業員の仕事へのモチベーションのアップ。自社への誇りの形成などに効果があり、会社へのロイヤリティの向上が確認できました。また、社内のマンネリ化を防ぐことができ、フレッシュな気持ちで業務を遂行する姿が目立ちました。



ふるさとワーキングホリデーH28～R3の参加者実績

- 6カ年で3,793人が参加し、うち88人が定住に結びついている（率にして約2.3%）。
- 参加者を年代別で見ると、20代が2,637人（全体に占める割合69.5%）で最大である。
- 30～40代についてみると、参加者320人、定住者21人、定住率6.6%である。

年代区分	参加者(人)	左のうち定住に結びついた者		構成比	定住率
		a	b		
10代	715		0	18.9%	0.0%
20代	2,637		59	69.5%	2.2%
30代	320人 { 229		21人 { 14	8.4% { 6.0%	6.6% { 6.1%
40代	{ 91		{ 7	{ 2.4%	{ 7.7%
50代	19		6	0.5%	31.6%
60代以上	15		1	0.4%	6.7%
不明	87		1	2.3%	1.1%
計 A	3,793		88	100.0%	2.3%

ふるさとワーキングホリデー活用事例（令和3年度）

北海道 （幌加内町）

就労内容

観光振興業等（朱鞠内湖を中心とした観光振興事業）
内容：朱鞠内湖周辺施設管理運営（レクハウス（宿泊施設）、朱鞠内湖畔キャンプ場、ワカサギ漁等）

地域との関わり

- ・受入企業職員との交流
- ・役場職員（有段者）とのそば打ち交流
- ・地元アートデザイナーとの交流

人数・期間（実績）

2人
（R3.9.16～30）

その他（特記事項）

- ・コロナ禍の中での開催のため、地域住民との交流は控え、受入れ企業の職員や役場職員との交流がメインとなった。
- ・今年度初めて事業を実施したが、参加者からは本町の自然の豊かさを体験（体感）頂き、非常に好評であった。
- ・事業終了後も、受入れ企業との交流が続いている。関係人口の創出や拡大に繋がっている。

写真（体験イメージ）



※朱鞠内湖でのワカサギ漁体験(左)、幻の魚「イトウ」との遭遇(右)



宮城県 （気仙沼市）

就労内容

第一次産業・サービス業等
内容：酪農家や小売店、カフェ、託児所等 市内8箇所

地域との関わり

- ・気仙沼市内を案内する際に紹介する地元の人や移住者との繋がり
- ・滞在場所での地元客との交流

人数・期間（実績）

57人
（R3.6～12）

その他（特記事項）

- ・チーム制とすることで同じ時期に参加するワーホリ参加者同士の交流を生み出し、満足度向上に繋がった。
- ・事務局スタッフがゲストハウスでの共同生活を一緒に送ることで、信頼感を深め、参加後に移住等の相談に素早く乗ることができた。また、地元の人とワーホリ参加者との交流できるイベントなどを行った。
- ・語り部など震災の話を通じ、地元の人との対話が生まれ、その地域や人を知るきっかけになった。また、事務局スタッフが気仙沼の観光名所や気仙沼で活躍している人へと繋げ、今後を想定した深い交流の場を設計したことで参加者が地域に求められていることを感じる事ができた。
- ・本企画参加後に再び本市を訪れたリポーター6人が、同じ宿泊場所に泊まり、体験時お世話になった住民と交流した。
- ・ワーホリ体験を通じた移住者数3人、参加予定者数80人、計1,060泊（R4.3月まで）
- ・（質的ストーリー：地元での生活に物足りなさや寂しさを覚え、自分の環境を変えたいと思っていたところに知人の紹介で気仙沼のふるさとワーホリに参加。架け橋や気仙沼での出会いを通じ、第2の居場所ができた。参加後地元に戻ったが、気仙沼で過ごしていた日々が自分らしく、誰かに必要とされていると感じ、連絡を取っていたスタッフが移住相談、かつ現地で交流のあった信頼できる人が滞在するシェアハウスの居住場所が決まり、移住に繋がった。）

写真（体験イメージ）



岩手県

就労内容

漁業（ホタテ養殖）、農業（ホップ/パドロン/ホワイトアスパラガス/パシル/ユリ栽培収穫）、畜産（乳牛飼育）、酒造（ワイン/日本酒）、観光（温泉/鉄道）、建設（測量）、まちづくり企画支援

地域との関わり

- ・参加者合同での県内ツアーの企画・実施
- ・事務局連携している盛岡市のまち歩きプログラムの実施
- ・受入先企業の従業員による地域案内や宿泊先からの情報提供

人数・期間（実績）

17人（R3.7～R4.1）
（ほか、10名がマッチング済み（R4.1～3実施予定））

その他（特記事項）

- ・岩手県内の特色ある産業として、漁業や農業に加えて、地方鉄道や地域の建設コンサルタントなど、多様な受入先を設定。
- ・昨年度コロナ禍により受入中止となった方に今年度の募集を案内し、参加につながったケースがあった。
- ・岩手県のU・Iターン支援窓口と連携して、移住・就職支援を継続。就職先の検討や企業見学への誘導などの支援を実施し、移住の具体化を目指している。
- ・自発的に、これまでの参加者と交流する「同窓会」を実施する企業や、岩手県内への就職活動の相談に応じる企業もあった。 ※年度別参加者の県内就職：R元年度3名、R2年度1名

写真（体験イメージ）



奈良県 （川上村）

就労内容

小売業（移動スーパー等）、観光業（養魚場、旅館）、木材加工業、飲食業

内容：『村の暮らしを支える』『村の観光を担う』『村の伝統を感じる』をテーマに村内事業者に従事しながら、川上村での暮らしを体験。

地域との関わり

- ・地域住民、地域おこし協力隊との交流
- ・地域事業者との交流

人数・期間（実績）

4人
（R3.8.19～8.28）

その他（特記事項）

- ・地域おこし協力隊が参加者に対し、動画制作方法をレクチャーするオープニングスクールを実施。
- ・参加者は、レクチャーされた動画制作方法を活用し、動画や写真を使って、SNSで村内事業者や村の様子を情報発信。
- ・コロナ禍での開催であり、積極的な地域交流は控えざるをえなかったが、川上村に短期滞在できる拠点があればと声が上がると参加者からの満足度は高かった。参加者は、過去の参加者や地域おこし協力隊も含めて、短期滞在しながら地域の人と交流できる場づくりを検討している。

写真（体験イメージ）



関係人口について

- 「**関係人口**」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる**。

関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる**ほか、**将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。
(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町 (Rモデル事業)>
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内育成



<鳥取県鳥取市 (Rモデル事業)>
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕

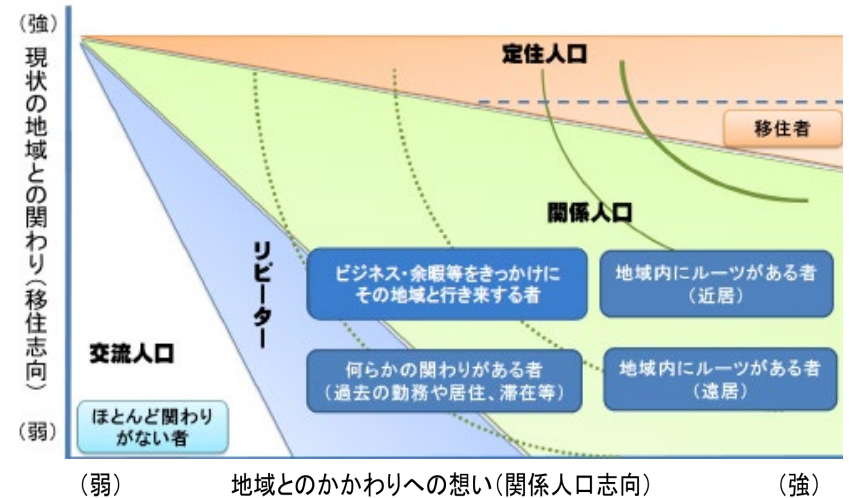


<愛媛県西条市 (H30モデル事業)>
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



<島根県邑南町 (H30モデル事業)>
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施

関係人口のイメージ



関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R5予算額(案): 0.1億円

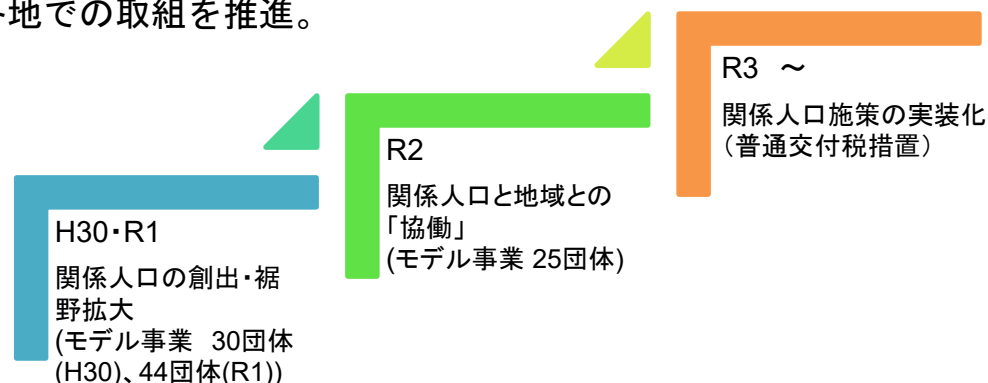
- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、「『関係人口』ポータルサイト」により地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。
- 地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での取組を推進。

全国に向けた情報発信・地域からの情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」等を通じて、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図るとともに、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

**全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献**



地域おこし協力隊について①

- 令和3年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から455名増の6,015名となった。
(うち、特別交付税によるものは、前年度から541人増の6,005人)
- また、受入自治体数は前年度から20団体増加し、1,085団体となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)	6,015人 (6,005人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、29年度:146人、30年度:171人、R元年度:154人、R2年度:96人、R3年度:10人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税ベース

※令和2年3月末までに任期終了した隊員(8,082人)との合計は、14,097人

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R3.3末調査時点

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体**：地方公共団体 ○**活動期間**：概ね1年以上3年以下

○**総務省の支援**：・特別交付税措置（隊員1人あたり480万円上限 等）

・令和5年度予算(案)：2.1億円

- ・隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
- ・受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
- ・定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等）

地域おこし協力隊について②

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見



地 域

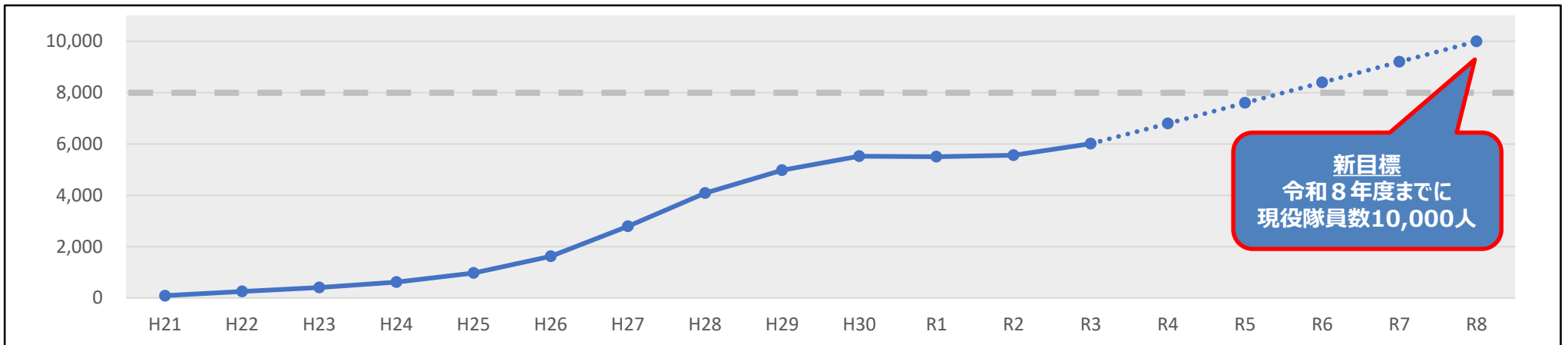
- 斬新な視点
(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が
地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

地域おこし協力隊 隊員数の増加に向けた取組について

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
隊員数	89	257	413	617	978	1,629	2,799	4,090	4,976	5,530	5,503	5,560	6,015
取組自治体数	31	90	147	207	318	444	673	886	997	1,061	1,071	1,065	1,085



応募者数の増加

- 制度の認知度不足
- 受入自治体の募集内容に魅力がない

- SNSを中心とした情報発信の強化や事例の発掘によるメディアへの働きかけ
- おためし協力隊・協力隊インターンの活用推進
- 受入自治体における募集・受入の強化 (サポートプラン①)

募集者数・受入自治体数の増加

- 受入実績がないor隊員数が少ない自治体が存在
- 職員の負担増

- 研修・マニュアルの充実等により募集・受入のノウハウを共有
- 複数人の隊員の受入れを働きかけや多様な分野での活用を促進
- 受入自治体におけるサポート体制の強化 (サポートプラン②)

隊員のサポート体制の強化 (ミスマッチの防止)

- 隊員のニーズの多様化
- 任期途中の退任者が一定存在
- 隊員の孤立

- サポートデスクによる相談体制の確保
- 都道府県OB・OGネットワークの強化によるサポートの充実
- 受入自治体におけるサポート体制の強化 (サポートプラン②) (再掲)

任期終了後の定住に向けたサポート

- 任期終了後の仕事が見つからない、住むところがない

- 就業に向けた支援の強化
- 空き家の利活用や住まい探しの支援
- 起業・事業承継に向けた支援の強化 (サポートプラン③)

地域おこし協力隊 受入サポートプラン

- 地域おこし協力隊は、令和3年度には6,015名の隊員が全国で活用し、これまでに任期終了した隊員との合計は14,000名以上となっている。また、隊員のおよそ65%は任期終了後も引き続き同じ地域に定住し、地域活性化の大きな力となっている。
- 地方への新たな人の流れを創出するため、こうした取組を更に推進することが重要であることから、令和8年度までに現役隊員数を10,000名とすることを目標として、以下のとおり、各フェーズの**隊員・受入自治体双方に対するサポートの充実**を図る。

① 受入自治体に対する 募集・受入のサポート

★隊員の募集等に要する経費の財政措置
(特別交付税措置)

【措置上限】

300万円/1団体を上限
(200万円/1団体から引上げ)

【対象経費】

OB・OG等から募集案件の企画について
アドバイスを受ける経費、民間求人サイトを
活用したPRに要する経費 等

➤ 外部人材の活用を促進し、各自治体の
募集の企画力を強化するとともに、隊員の
ミッション等を具体化することで、**ミスマッチ**
の防止を図る。

➤ 民間求人サイトを活用し、**募集のPRを**
強化することで、各自治体における応募者
の裾野を広げる。

② 現役隊員に対する サポート体制の強化

★隊員の日々のサポートに要する経費の財
政措置 (特別交付税措置) **NEW!**

【措置上限】

200万円/1団体を上限

【対象経費】

OB・OG等に隊員の日々のサポート(活
動や生活に関する日々の相談、地域住民と
のつながりづくり等)を委託する経費 等

➤ 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート
体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止
し、各自治体における**任期途中の退任者**
を減らす。

➤ **受入自治体職員の負担軽減**を図るととも
に、**OB・OGが引き続き同じ地域で活**
躍できる場をつくる。

③ 任期終了後の 定住に向けたサポート

★隊員等の起業・事業承継に要する経費の
財政措置 (特別交付税措置)

【措置上限】

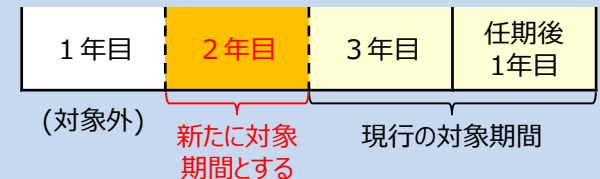
100万円/1人を上限

【対象期間】

「最終年次及び任期終了後1年」としてい
るところ、「**任期2年目から任期終了後1**
年」に**適用年度を拡充**(任期1年目は対
象外)

➤ 隊員が早期から起業等の準備に着手でき
るようにすることで、**円滑な定住のサポート**
を促進する。

<イメージ図>



地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

【隊員の募集・受入】

赤字は令和5年度に拡充した部分

① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／1団体を上限

➢ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／1団体を上限

➢ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／1団体を上限^(※1)、1.2万円／1人・1日を上限^(※2)

(※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費

【隊員の活動期間中】

② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：480万円／隊員1人を上限

・報償費等…280万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能。その場合も480万円が上限）

・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象として、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、2年を上限として任期の特例を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置。

③ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／1団体を上限

【隊員の任期終了後】

④ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/1人を上限

・任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。

⑤ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等

② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備

地域おこし協力隊インターン

- 令和8年度までに現役隊員数を10,000人とする目標の達成に向け「応募者数の増加」が急務であるなか、令和元年度から「おためし地域おこし協力隊」を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見も。そこで、「おためし」と「本体」との間に、新たなメニューとして「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野を拡大。

おためし地域おこし協力隊

★期間

- ・主に2泊3日

★移住要件

- ・なし

★活動内容(例)

- ・行政、受入地域等関係者との顔合わせ
- ・地域の案内、交流会
- ・地域協力活動の実地体験 等

★財政措置(特別交付税措置)

- ・実施経費：1団体あたり100万円上限

地域おこし協力隊インターン

★期間

- ・2週間～3か月

★移住要件

- ・なし

★活動内容

- ・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事

★財政措置(特別交付税措置)

- ・インターンのプログラム作成等に要する経費：
1団体あたり100万円上限
- ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：
1人・1日あたり1.2万円上限

⇒**地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピール!**

⇒**地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージをもって検討することが可能に!**

地域おこし協力隊

★期間

- ・概ね1年～3年

★移住要件

- ・原則、都市地域から条件不利地域への移住が必要

★活動内容(例)

- ・地場産品の開発・販売等地域おこし支援
- ・農林水産業への従事
- ・住民の生活支援 等

★財政措置(特別交付税措置)

- ・募集経費：1団体あたり200万円上限
- ・活動経費等：1人あたり480万円上限

参考事例

- ・新潟県においては、「にいがたイナカレッジ」として、1か月(短期)～1年(長期)の「地域インターン」を実施。短期(主に大学生)113名、長期(主に社会人)35名が参加(2012～2019年度、延べ数)
- ・「集落の若い人たちが集まりに出やすくなったと思います」、「なかなか腰が重くて取り掛かれなかったことが、学生達が私たちの背中を後押ししてくれました」といった地域の声あり。



地域おこし協力隊の推進に要する経費

R5予算額(案):208百万円
(R4予算額:244百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和3年度は6,015人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている(デジタル田園都市国家構想総合戦略)。
- 目標の達成に向けて、**強力なPR活動、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充等の取組**により地域おこし協力隊を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方の参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供する。



■メディアやSNS等を活用した制度周知

- ・制度の更なる活用を推進するため、各種メディアやSNS等による制度周知を更に強化し、隊員のなり手の掘り起こしを行う。

■未導入自治体等に対するフォローアップ

- ・**(新規)募集・受入等**について知見のある有識者を「地域おこし協力隊アドバイザー(仮称)」として派遣し、未導入自治体等に対するフォローアップを行う。
- ・募集・受入等のノウハウを全国へ広げていくため、調査分析、事例集の作成等を行う。

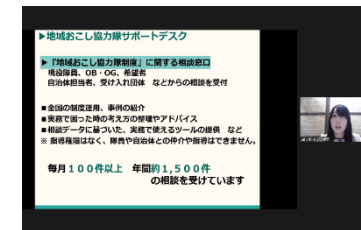
隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修等といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化するため、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等の充実を図る。



■「ビジネスサポート事業」等の実施

- ・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

■OB・OGネットワークづくりの推進・強化

- ・各地域における協力隊OB・OGネットワークづくりを推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。
- ・**(新規)**「地域おこし協力隊全国ネットワーク(仮称)」を設立し、情報の発信や関係団体との連携強化、隊員やOB・OGの活動支援に取組む。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進!

地域おこし協力隊 OB・OG等によるサポートの支援

全国ネットワーク

都道府県OB・OGネットワーク
18団体（青色の地域）

市町村単位でのサポート

1. 地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）の設立

- R 5 国費事業で「地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）」を立ち上げ
- 情報の収集・発信、隊員やOB・OGの活動支援に取り組む

2. 都道府県OB・OGネットワークづくりの推進

- 隊員数の増加に伴い、全国一元的な研修・相談対応等のサポートのみでは限界もあるため、都道府県単位のOB・OGネットワークの形成を推進し、重層的なサポート体制を構築
- 研修や専門的な相談対応等に要する経費に対して普通交付税措置を講じているほか、ネットワークの立ち上げに係る経費（1団体当たり100万円上限）をR元～国費事業で支援
- ネットワークを設立済みの都道府県は18団体（青色の地域）

3. 市町村単位のサポート体制の強化

- OB・OG等に隊員の日々のサポート（活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等）を委託する経費に対してR 5～新たに特別交付税措置
- 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止するとともに、隊員数の増加に伴う市町村職員の負担軽減を図る

地域おこし協力隊サポートデスク事業

- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援
「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設（平成28年9月27日開設）

事業内容

- 地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる
「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。
- 専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- 全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- 専門の相談員（協力隊員OB・OG等）
8名（うち女性3名）でサポート。

※ ただし、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や地方公務員法関係については、サポートデスクではなく、各都道府県又は総務省にお問い合わせください。

地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

（平成28年9月27日～令和4年3月31日・営業日1,663日間）

相談件数

合計7,544件	
・ 電話	5,683件
・ 電子メール	1,467件
・ 来訪（対面）	389件
・ 出張	5件

相談者区分

・ 自治体関係者	3,682件（48.8%）
・ 地域おこし協力隊員	2,764件（36.6%）
・ 協力隊希望者	535件（7.1%）
・ その他	563件（7.5%）

「地域おこし協力隊全国オンラインイベント」の開催について

- ・ 総務省では、例年、全国で活躍する地域おこし協力隊員や隊員OB・OGなどがそれぞれの活動状況などの情報を、地方移住や地域おこし協力隊に興味のある方、現役隊員、自治体関係者に向けて発信するイベントを開催。
- ・ **令和4年度は、以下のとおり、①自治体職員向け・②一般興味関心層向けのオンラインイベントを各1回、オンラインで実施予定。**

①自治体職員向け オンラインイベント

【実施日】

3月9日（木） ※時間は夕方スタート想定

【主な内容】

1. 制度説明

総務省から令和5年度の事業内容等について説明。

2. 基調講演

徳島大学の田口先生より、地域づくりと協力隊制度の活用の観点等から、自治体職員向けの基調講演を実施。



田口 太郎 氏
徳島大学 総合科学部准教授



3. 自治体による先進事例の紹介

協力隊の受け入れについて、先進的に取り組む事例として、3団体程度の自治体（調整中）から事例紹介いただき、他の自治体担当職員の業務に活かせる情報を発信。

②一般興味関心層向け オンラインイベント

【実施日】

3月19日（日）

【主な内容】

1. 講演

移住情報雑誌「TURNS」プロデューサー・堀口氏から地域移住の魅力や人気のある地域を紹介。



堀口 正裕 氏
移住情報雑誌「TURNS」プロデューサー



2. パネルセッション

堀口氏がコーディネーターとなり、協力隊のメリットや着任～任意終了後のイメージ訴求につながるパネルセッションを実施。

3. 交流会

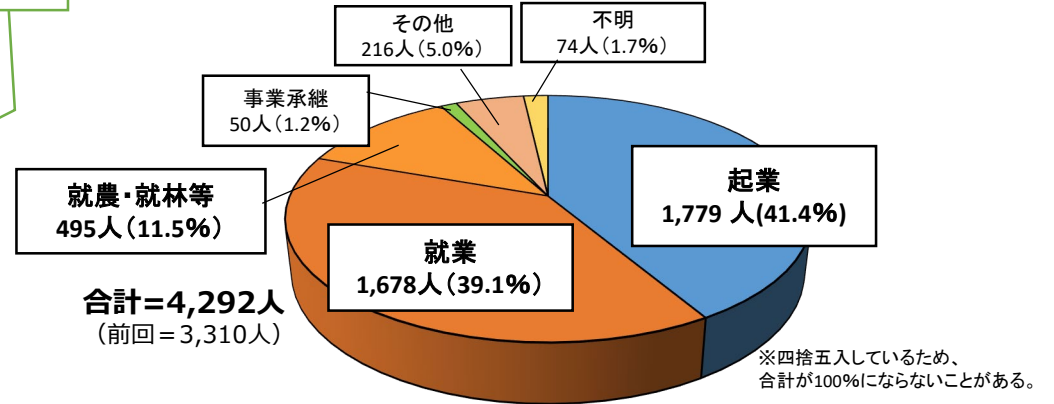
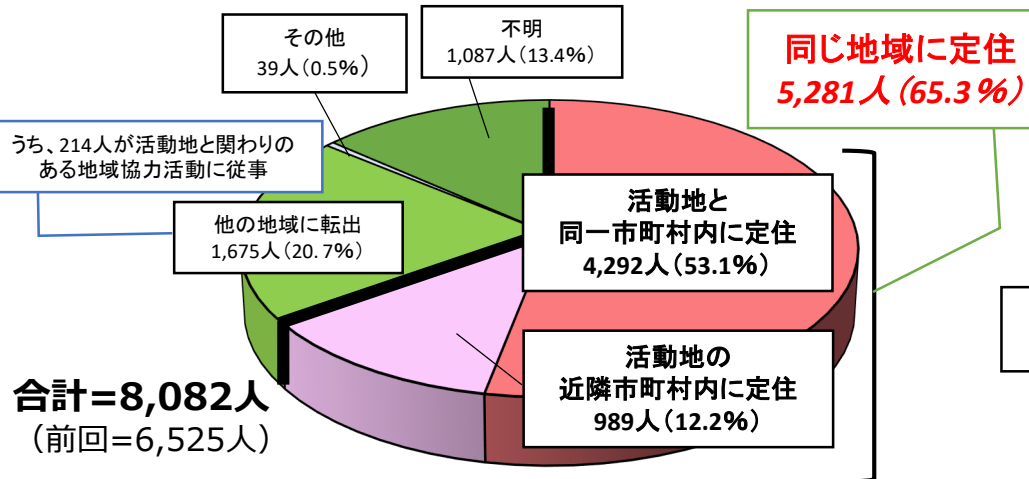
イベント登壇者へ参加者が直接質疑応答を行うことができる交流会を実施。

地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要 (令和4年3月公表)

○令和3年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。
(前回調査：令和2年3月31日までに任期終了した隊員)

任期終了後、**およそ65%の隊員が同じ地域に定住**

同一市町村内に定住した者は4,292人
前回調査(3,310人)比で約1.2倍に増加
うち、**約41%(1,779人)が起業、**
約39%(1,678人)が就業



任期終了後定住した隊員の動向

起業

○飲食サービス業 (古民家カフェ、農家レストラン 等)	265名
○宿泊業 (ゲストハウス、農家民宿 等)	198名
○美術家 (工芸含む)、デザイナー、写真家、映像撮影者	169名
○小売業 (パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売 等)	145名
○6次産業 (猪や鹿の食肉加工・販売 等)	112名
○観光業 (ツアー案内、日本文化体験 等)	99名
○まちづくり支援業 (集落支援、地域ブランドづくりの支援 等)	91名

ほか

就業

○行政関係(自治体職員、議員、集落支援員等)	451名
○観光業 (旅行業・宿泊業等)	185名
○農林漁業 (農業法人、森林組合等)	122名
○地域づくり・まちづくり支援業	110名
○医療・福祉業	90名
○小売業	82名
○製造業	69名
○教育業	69名
○飲食業	50名

ほか

就農・就林等

○農業	404名
○林業	47名
○畜産業	21名
○漁業・水産業	9名

ほか

事業承継

○50名 (酒造の承継、民宿の承継 等)

※準備中・研修中を含む

都道府県別任期終了者数と定住率①

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率	都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率
北海道	1,114	812	72.9%	東京都	23	21	91.3%
青森県	77	52	67.5%	神奈川県	3	2	66.7%
岩手県	193	133	68.9%	新潟県	294	189	64.3%
宮城県	140	98	70.0%	富山県	84	57	67.9%
秋田県	121	67	55.4%	石川県	73	51	69.9%
山形県	234	137	58.5%	福井県	92	58	63.0%
福島県	205	128	62.4%	山梨県	263	159	60.5%
茨城県	130	83	63.8%	長野県	655	439	67.0%
栃木県	128	86	67.2%	岐阜県	112	68	60.7%
群馬県	157	89	56.7%	静岡県	99	76	76.8%
埼玉県	27	16	59.3%	愛知県	34	21	61.8%
千葉県	54	36	66.7%	三重県	121	69	57.0%

※活動地と同一市町村内に定住した者と、活動地の近隣市町村内に定住した者の計

都道府県別任期終了者数と定住率②

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率	都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率
滋賀県	89	53	59.6%	香川県	49	30	61.2%
京都府	82	50	61.0%	愛媛県	190	132	69.5%
大阪府	2	2	100%	高知県	327	213	65.1%
兵庫県	172	102	59.3%	福岡県	177	121	68.4%
奈良県	161	101	62.7%	佐賀県	55	29	52.7%
和歌山県	79	49	62.0%	長崎県	158	86	54.4%
鳥取県	165	108	65.5%	熊本県	167	123	73.7%
島根県	415	242	58.3%	大分県	238	164	68.9%
岡山県	287	183	63.8%	宮崎県	144	96	66.7%
広島県	144	103	71.5%	鹿児島県	217	132	60.8%
山口県	93	72	77.4%	沖縄県	87	49	56.3%
徳島県	151	94	62.3%	<全国>	8,082	5,281	65.3%

※活動地と同一市町村内に定住した者と、活動地の近隣市町村内に定住した者の計

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

期間

6ヵ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見



（協定締結）

地域活性化起業人活用事例

群馬県 嬭恋村

株式会社ルネサンス (フィットネスビジネス)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和3年10月～令和4年3月)
- ・働き世代に向けた「体操教室」の実施 8本/週、計96本
 - ・スポーツ庁の「Sports in Life 推進プロジェクト」としてご当地ダンス体操ムービーを製作。YouTube動画配信し各イベント時に村民へ提供
 - ・職員向けの健康支援として、各運動プログラムを開催
 - ・フレイル予防事業支援として運動・認知機能向上プログラムを実施
 - ・村内の運動施設を活用したトレーニングスクールの開講準備

【主な取組成果】

- ・体操教室でオンライン参加含め98名の村民が参加
- ・ご当地ダンス体操において約400名の村民が出演
- ・職員向け健康増進プログラムにおいて全プログラムで124名の職員が参加



広島県福山市

西日本旅客鉄道株式会社 (鉄道業)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和3年4月～令和4年3月)
- ・インバウンドプロモーション業務
 - ・撮影ロケ地の誘致業務
 - ・派遣元企業・学生と連携した地域課題解決プロジェクトの実施

【主な取組実績】

- ・アジア圏に向けて、「食」をテーマにしたプロモーションや多言語グルメマップの電子化
- ・映画やCMのロケコーディネーターと市内を回り、関係者と市の協力体制を構築
- ・観光をテーマとした派遣元企業と自治体、学生が連携した地域の課題解決プロジェクトを実施。成果報告会では最優秀賞を獲得



長野県 上田市

東日本電信電話株式会社 (情報通信事業等)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和2年4月～令和4年3月)
- ・「上田市スマートシティ化推進計画」に基づきテレワークを推進
 - ・民間企業・大学等で編成するプロジェクトチームで、シェアサイクル、スマート農業、地域デジタル通貨等の各実証実験を推進

【主な活動実績】

- ・「上田市スマートシティ推進計画」に基づき、市役所のテレワーク導入に関する相談・助言を実施。
- ・地域課題解決に向けたICT技術の活用提案
- ・実証事業(①アプリ登録を利用したシェアサイクル ②AI認証を用いたきゅうりの選果)にあたっての企業との調整・マッチング及び先進的知見の提供を実施



島根県 邑南町

株式会社ぐるなび (サービス業)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和3年4月～)
- ・従前の観光資源のみにとらわれない魅力の調査を実施
 - ・取り組みを通じて町内事業者との関係を構築(ヒアリング91件)
 - ・Web上での観光コンテンツ造成
 - ・フォロワー1万人のインスタグラム等での情報発信
 - ・本社チームと連携した国事業への応札、ふるさと納税への取り組み

【主な取組成果】

- ・町内食材等と都市部の料理人とのコラボによる新商品の開発(19件) おせち、ハーブを使ったバターサンド等
- ・観光スポットや環境、体験などに関するSNS等による情報発信
- ・町内食材等の関西圏飲食店とのマッチング
- ・町内事業者・生産者を対象とした講習会の開催
- ・メディアでの宣伝:60件



地域活性化起業人の活躍先①

実績

※特別交付税ベース

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人	95人	148人	395人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体	98団体	258団体

【年代割合】

20代	30代	40代	50代	60代以上
13.6%	25.4%	26.5%	28.0%	6.4%

活躍先

(令和3年度特別交付税ベース)

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
北海道 (45)	釧路市	1	ANAあきんど株式会社
		1	日本航空株式会社 JAPAN AIRLINES
	留萌市	1	株式会社ジャルセールス JAL SALES
		1	株式会社VICTAS
	美唄市	1	東光電気工事株式会社 東光電気工事株式会社
		2	株式会社エイジェックススポーツマネジメント エイジェックススポーツマネジメント
	三笠市	2	株式会社ABC Cooking Studio ABC Cooking Studio
	富良野市	1	株式会社テルメイク
	登別市	2	日本航空株式会社 JAPAN AIRLINES
	伊達市	1	株式会社ルネサンス RENAISSANCE
	黒松内町	1	株式会社ABC Cooking Studio ABC Cooking Studio
	蘭越町	1	シミックホールディングス株式会社
	ニセコ町	1	株式会社JTB
		1	株式会社日本旅行 日本旅行 NIPPON TRAVEL AGENCY
		1	株式会社CHINTAI CHINTAI
	喜茂別町	1	ジャパンケーブルキャスト株式会社 C(A)B(L(O)C)A(S)T
1		株式会社JTB	
神恵内村	1	富士通株式会社 FUJITSU	

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
北海道 (45)	長沼町	1	公益財団法人日本生態系協会 公益財団法人 日本生態系協会
	上川町	1	株式会社アドベックス2
		1	ピークス株式会社
	東川町	1	株式会社シー・エム・エス creative multi stuff
		2	株式会社ジャルセールス JAL SALES
		2	株式会社ツナグ・ソリューションズ TSUNAGU SOLUTIONS
		2	株式会社R-bodyproject
	1	NEC ネットズエスアイ株式会社 NEC NEC ネットズエスアイ	
	上富良野町	1	株式会社Zipang Zipang
	南富良野町	1	株式会社モンベル mont-bell
	浜頓別町	1	株式会社ルネサンス RENAISSANCE
	小清水町	1	株式会社ルネサンス RENAISSANCE
	厚真町	1	株式会社クーバル クーバルグループ
		1	株式会社森のエネルギー研究所 株式会社 森のエネルギー研究所
	安平町	1	ソフトバンク株式会社 SoftBank
		1	株式会社FoundingBase FOUNDING BASE
上士幌町	1	東日本電信電話株式会社 NTT 東日本	

地域活性化起業人の活躍先②

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
北海道 (45)	中札内村	1	日本航空株式会社  JAPAN AIRLINES
	大樹町	1	エア・ウォーター株式会社  エア・ウォーター
	弟子屈町	1	株式会社wondertrunk&co.  WTF & CO.
	鶴居村	1	株式会社ジャルセールス  JAL SALES
青森県 (3)	弘前市	1	株式会社ジャルセールス  JAL SALES
	十和田市	1	クラブツーリズム株式会社  クラブツーリズム
	藤崎町	1	株式会社カヤック  面白法人 カヤック
岩手県 (12)	釜石市	1	江崎グリコ株式会社  Glico
		1	ソフトバンク株式会社  SoftBank
		1	ソウルダウト株式会社  SOLD OUT <small>ともに覚悟する。ともに進む。</small>
	八幡平市	1	クラブツーリズム株式会社  クラブツーリズム
	雫石町	1	ANAあきんど株式会社  ANA Akindo
		1	株式会社ルネサンス  RENAISSANCE
	紫波町	1	株式会社エルテス  Eltes
	軽米町	1	株式会社シーズ  SEEDS
	九戸村	1	株式会社ルネサンス  RENAISSANCE
		2	株式会社ABCCookingStudio  ABC Cooking Studio
一戸町	1	株式会社SOAソリューションズ  SOA <small>Solution Office Amenity</small>	

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
宮城県 (7)	東松島市	2	株式会社ジャルセールス  JAL SALES
	七ヶ宿町	1	株式会社デポルターレ  Deportare
	丸森町	1	株式会社JTB  JTB
	亘理町	2	リコージャパン株式会社  RICOH
	女川町	1	独立行政法人都市再生機構  UR UR都市機構
秋田県 (7)	能代市	1	株式会社ANA総合研究所  ANA
	横手市	1	株式会社ジャルセールス  JAL SALES
		1	株式会社セブン・イレブン・ジャパン  セブン・イレブン・ジャパン
	にかほ市	1	株式会社ジャルセールス  JAL SALES
	仙北市	1	株式会社JTB  JTB
	美郷町	1	株式会社ジャルセールス  JAL SALES
	東成瀬村	1	株式会社フリューゲル  Flügel Inc.
山形県 (10)	山形市	2	株式会社ジャルセールス  JAL SALES
		2	株式会社エイチ・アイ・エス  HIS
	鶴岡市	2	株式会社ANA総合研究所  ANA
		1	株式会社野村総合研究所  NRI
	酒田市	1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  NTT Data
	尾花沢市	1	株式会社ジャルセールス  JAL SALES
	鮭川村	1	株式会社ジャルセールス  JAL SALES

地域活性化起業人の活躍先③

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
福島県 (12)	会津若松市	1	株式会社びゅうトラベルサービス 
	郡山市	1	株式会社日本旅行 
	いわき市	1	ソフトバンク株式会社 
	伊達市	1	イオンリテール株式会社 
	只見町	1	株式会社FUNKYFILMS 
	磐梯町	1	株式会社猫魔リゾート
		1	株式会社LIFULL 
	矢祭町	1	Modis株式会社 
	塙町	1	株式会社産業経済新聞社 
	鮫川村	1	株式会社ルネサンス 
	浪江町	1	株式会社良品計画 
		1	ソフトバンク株式会社 
茨城県 (4)	笠間市	1	株式会社ルネサンス 
	大子町	1	株式会社さとゆめ 
		1	アグリマス株式会社 
	境町	1	ジェイアールバス関東株式会社 

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
栃木県 (6)	佐野市	2	ジェイアールバス関東株式会社 
	矢板市	1	Modis株式会社 
		1	株式会社エムツー企画 
	那須塩原市	2	ジェイアールバス関東株式会社 
群馬県 (6)	嬭恋村	1	富士通株式会社 
		1	株式会社ルネサンス 
	高山村	2	株式会社TreetoGreen 
	片品村	1	日本スキー場開発株式会社 
		1	株式会社JTB 
埼玉県 (8)	秩父市	1	株式会社ゼンリン 
		1	クラブツーリズム株式会社 
	横瀬町	1	独立行政法人国際協力機構 
		1	株式会社温泉道場 
		2	株式会社エージェンツ・スミス 
	小鹿野町	1	株式会社武蔵野銀行 
	美里町	1	株式会社ルネサンス 

地域活性化起業人の活躍先④

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
千葉県 (4)	勝浦市	1	東日本旅客鉄道株式会社 
	いすみ市	1	株式会社京葉銀行  京葉銀行
		1	株式会社良品計画  良品計画
		1	日本郵便株式会社  日本郵政
東京都 (1)	大島町	1	タオソフトウェア株式会社 
新潟県 (10)	加茂市	1	株式会社FoundingBase 
	十日町市	1	株式会社良品計画 
	見附市	1	ITbook株式会社 
	燕市	1	株式会社ANA総合研究所 
	糸魚川市	1	株式会社日本旅行 
	妙高市	1	東武トップツアーズ株式会社 
	上越市	1	株式会社阪急交通社  心に響く旅 阪急交通社 Direct to your heart
	佐渡市	1	富士通Japan株式会社 
	粟島浦村	1	株式会社離島キッチン 
		1	ITbook株式会社 
富山県 (3)	氷見市	1	株式会社エイチ・アイ・エス 
	立山町	1	株式会社エス・ティー・ワールド 
	朝日町	1	株式会社博報堂  ・HAKUHODO・

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
石川県 (12)	金沢市	2	日本航空株式会社  JAPAN AIRLINES
		1	NTTビジネスソリューションズ株式会社  NTTビジネスソリューションズ
	小松市	1	株式会社エイチ・アイ・エス 
	加賀市	1	株式会社電通  dentsu tokyo/osaka/nagoya
		1	ITbook株式会社 
		1	西日本電信電話株式会社  NTT西日本 あしたへ~with you,with ICT
	羽咋市	1	株式会社日本旅行  日本旅行 NIPPON TRAVEL AGENCY
	白山市	1	株式会社ANA総合研究所 
	能美市	1	株式会社近畿日本ツーリスト中部  近畿日本ツーリスト
	志賀町	1	株式会社日本旅行  日本旅行 NIPPON TRAVEL AGENCY
	能登町	1	株式会社ANA総合研究所 
	福井県 (1)	若狭町	1
山梨県 (8)	甲府市	1	株式会社JTBパブリッシング  JTBパブリッシング
	都留市	1	株式会社ルネサンス  RENAISSANCE
	笛吹市	1	株式会社JTB 
	市川三郷町	1	ソフトバンク株式会社  SoftBank

地域活性化起業人の活躍先⑤

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
山梨県 (8)	丹波山村	1	株式会社スタンス 
		1	株式会社アイ・エフ・クリエイト 
		1	アグリマス株式会社 
		1	株式会社エービーシースタイル 
長野県 (20)	上田市	1	株式会社東急エージェンシー 
		1	東日本電信電話株式会社 
	伊那市	1	東日本電信電話株式会社 
		1	株式会社ゼンリン 
		1	富士通株式会社 
	駒ヶ根市	1	日本情報通信株式会社 
		1	日本アイ・ピー・エム株式会社 
	飯山市	1	株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 
	塩尻市	1	株式会社JTB 
	南相木村	1	株式会社さとゆめ 
	辰野町	1	株式会社パナソニックグループ 
	松川町	1	VUILD株式会社 

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
長野県 (20)	根羽村	1	株式会社WHERE 
		1	株式会社JTN 
		1	株式会社FoundingBase 
	山ノ内町	1	株式会社ANA総合研究所 
	木島平村	1	合同会社シュタイン 
		1	マーキュリープロジェクトオフィス株式会社 
	信濃町	1	株式会社ファンベースカンパニー 
1		株式会社サントラスト 	
岐阜県 (6)	高山市	1	株式会社ジャルセールス 
		1	株式会社ANA総合研究所 
	美濃市	1	株式会社エイチ・アイ・エス 
	恵那市	1	日本航空株式会社 
	美濃加茂市	1	株式会社JTB 
	白川町	1	Anbai株式会社 
	静岡県 (3)	浜松市	1
1			株式会社博報堂 
湖西市		1	株式会社日本旅行 

地域活性化起業人の活躍先⑥

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
愛知県 (1)	設楽町	1	豊橋鉄道株式会社 豊橋鉄道株式会社
三重県 (33)	鳥羽市	1	合同会社DMM.com 合同会社DMM.com
	熊野市	1	株式会社ミキ・ツーリスト 株式会社 ミキ・ツーリスト
	いなべ市	1	チームラボセールス株式会社 チームラボセールス株式会社
		2	株式会社アクアプランネット 株式会社アクアプランネット
		2	株式会社バシュート 株式会社バシュート
		1	株式会社三重電子計算センター 株式会社三重電子計算センター
		1	一般社団法人日本非常食推進機構 一般社団法人 日本非常食推進機構
		1	特定非営利活動法人ライフ・ステージ・サポートみえ
		1	教育産業株式会社 KSG教育産業
		1	株式会社冒険の森
		1	昭和印刷株式会社 昭和印刷株式会社
		1	エスエヌ環境テクノロジー株式会社 エスエヌ環境テクノロジー株式会社
	2	株式会社日本旅行 株式会社日本旅行	
	1	株式会社miraie 株式会社miraie	
	志摩市	1	株式会社ジャルセールス 株式会社ジャルセールス
		1	近畿日本ツーリスト株式会社 近畿日本ツーリスト株式会社

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業	
三重県 (33)	伊賀市	1	イマイシス株式会社 イマイシス株式会社	
	多気町	1	ソフトバンク株式会社 ソフトバンク株式会社	
		1	グローブマーケティング株式会社 グローブマーケティング株式会社	
		1	丸亀不動産有限公司 丸亀不動産有限公司	
	明和町	1	ソフトバンク株式会社 ソフトバンク株式会社	
		1	株式会社近畿日本ツーリスト中部 株式会社近畿日本ツーリスト中部	
		1	株式会社産業経済新聞社 株式会社産業経済新聞社	
		1	楠井法律事務所	
		1	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 株式会社オリエンタルコンサルタンツ	
		1	大日本印刷株式会社 大日本印刷株式会社	
		1	株式会社カヤック 株式会社カヤック	
	玉城町	1	株式会社アド・ライブ 株式会社アド・ライブ	
		1	一般社団法人未来の大人応援プロジェクト 一般社団法人未来の大人応援プロジェクト	
	南伊勢町	1	近畿日本ツーリスト株式会社 近畿日本ツーリスト株式会社	
		1	近畿日本ツーリスト株式会社 近畿日本ツーリスト株式会社	
	京都府 (8)	福知山市	1	株式会社ANA総合研究所 株式会社ANA総合研究所
		宮津市	1	株式会社JTB 株式会社JTB
京丹後市		1	株式会社JTB 株式会社JTB	
		1	株式会社ANA総合研究所 株式会社ANA総合研究所	

地域活性化起業人の活躍先⑦

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
京都府 (8)	笠置町	2	有限会社アドスプリング SPRING
		1	京都信用金庫 京都信用金庫
	伊根町	1	株式会社デンソー DENSO Crafting the Core
兵庫県 (9)	豊岡市	2	神姫バス株式会社 神姫バス株式会社
		1	西日本旅客鉄道株式会社 JR JR西日本
		1	株式会社地域計画建築研究所 arpak 株式会社 地域計画建築研究所 アルバック Architecture, Regional Planning & Interiors, Space
	加西市	1	株式会社JTB JTB
	養父市	1	三井物産株式会社 MITSUBISHI
	南あわじ市	1	サントリーホールディングス株式会社 SUNTORY
	淡路市	1	シン・エナジー株式会社 SymEnergy
	新温泉町	1	株式会社5-RELAX 5-Relax L.A.M.E. Condition
奈良県 (9)	田原本町	1	ITBOOK株式会社 ITbook
		1	株式会社JTB JTB
		1	株式会社タニタヘルスリンク TANITA Health Link タニタヘルスリンク
	明日香村	1	株式会社東急コミュニティー 東急コミュニティー
		1	Pomalo株式会社 Pomalo Contents Engineering
	吉野町	1	株式会社南都銀行 NANTO 南都銀行 全国機関コード F0162

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
奈良県 (9)	川上村	1	株式会社南都銀行 NANTO 南都銀行 全国機関コード F0162
		1	株式会社アド近鉄 AD KINTETSU
		1	株式会社価値総合研究所 DBJ 株式会社価値総合研究所 日本投資銀行グループ
和歌山県 (7)	和歌山市	2	株式会社ぐるなび ぐるなび
	海南市	2	株式会社ダイナックホールディングス DYNAC
	広川町	1	株式会社ディー・エヌ・エー :DeNA
	那智勝浦町	1	株式会社ルネサンス RENAISSANCE
		1	クラブツーリズム株式会社 クラブツーリズム
鳥取県 (4)	米子市	1	株式会社ANA総合研究所 ANA
		1	西日本旅客鉄道株式会社 JR JR西日本
	南部町	1	ソフトバンク株式会社 SoftBank
	伯耆町	1	株式会社ルネサンス RENAISSANCE
	島根県 (9)	雲南市	1
1			株式会社ヒトカラメディア hitokaramedia 「働く」と「暮らす」を、もっとモシロク
1			ソウルダアウト株式会社 SOLDOUT ともに覚悟する。ともに楽しむ。
邑南町		1	株式会社ぐるなび ぐるなび
津和野町		1	Pomalo株式会社 Pomalo Contents Engineering

地域活性化起業人の活躍先⑧

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
島根県 (9)	海士町	1	英治出版株式会社 
		1	株式会社水谷智之事務所
		1	株式会社ガイアックス 
	隠岐の島町	1	株式会社エーピーシースタイル 
岡山県 (13)	高梁市	1	西日本旅客鉄道株式会社 
		2	株式会社ANA総合研究所 
	備前市	1	KNT-CTホールディングス株式会社
	瀬戸内市	1	株式会社富士通エフサス 
		1	株式会社ANA総合研究所 
		1	PwCコンサルティング合同会社 
	真庭市	1	株式会社阪急阪神百貨店 
		1	NTTビジネスソリューションズ株式会社 
	奈義町	1	株式会社日立システムズ 
	西粟倉村	1	合同会社Georepublic.Japan
1		6rock	
1		—	

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
広島県 (12)	竹原市	1	バリューマネジメント株式会社 
	福山市	1	西日本旅客鉄道株式会社 
		1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 
		1	株式会社ルネサンス 
	府中市	1	株式会社JTB 
		1	凸版印刷株式会社 
	安芸高田市	1	株式会社WHERE 
		1	株式会社ID 
	安芸太田町	1	ITbook株式会社 
		1	NTTビジネスソリューションズ株式会社 
	神石高原町	1	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 
		1	株式会社阪急交通社 
山口県 (10)	宇部市	2	日本航空株式会社 
	山口市	1	西日本旅客鉄道株式会社 
	岩国市	1	株式会社ANA総合研究所 
	長門市	1	株式会社ジャルセールス 
		1	株式会社日立システムズ 
		1	株式会社JTB 

地域活性化起業人の活躍先⑨

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
山口県 (10)	美祢市	1	株式会社ジャルセールス 
		1	日本航空株式会社 
	平生町	1	株式会社FoundingBase 
徳島県 (4)	美馬市	1	株式会社ANA総合研究所 
	上勝町	1	株式会社ワイズ技研 
	神山町	1	株式会社モノサス 
	東みよし町	1	株式会社GROXコンサルティング
香川県 (3)	東かがわ市	1	株式会社クーバル 
	三豊市	1	株式会社MATCHA 
	土庄町	1	近畿日本ツーリスト株式会社 
愛媛県 (8)	今治市	1	株式会社ジャルセールス 
		1	株式会社ウインウイン 
	宇和島市	1	株式会社ANA総合研究所 
	八幡浜市	1	株式会社ジャルセールス 
	新居浜市	1	ソフトバンク株式会社 
	大洲市	1	株式会社JTB 
		1	バリューマネジメント株式会社 
	鬼北町	1	レッドホースコーポレーション株式会社 

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業	
高知県 (14)	高知市	1	日本航空株式会社 	
	安芸市	1	株式会社ジャルセールス 	
	須崎市	1	株式会社JTB 	
	四万十市	1	株式会社ANA総合研究所 	
	北川村	2	株式会社FoundingBase 	
	佐川町	1	日本航空株式会社 	
	梶原町	1	アジア航測株式会社 	
		1	株式会社ANA総合研究所 	
	日高村	1	株式会社トラストバンク 	
		2	Modis株式会社 	
	津野町	1	株式会社五藤光学研究所 	
	四万十町	1	株式会社JTB 	
	福岡県 (10)	田川市	1	ソフトバンク株式会社 
		大川市	1	合同会社DMM.com 
宗像市		1	株式会社ジャルセールス 	
うきは市		1	株式会社アマナ 	
		1	株式会社博報堂 	
糸島市		1	株式会社たしざん 	

地域活性化起業人の活躍先⑩

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
福岡県 (10)	大木町	1	西松建設株式会社 
	川崎町	1	株式会社ルネサンス 
	赤村	1	株式会社ジャルセールス 
	福智町	1	日本航空株式会社 
佐賀県 (3)	唐津市	1	ソフトバンク株式会社 
	伊万里市	1	株式会社ジャルセールス 
	有田町	1	株式会社ANA総合研究所 
長崎県 (7)	島原市	1	株式会社博報堂 
	平戸市	1	日本航空株式会社 
	対馬市	1	株式会社日本旅行 
		1	シダックス株式会社 
	壱岐市	1	株式会社リクルート 
	五島市	1	株式会社ANA総合研究所 
	雲仙市	1	株式会社シーエーシー 
熊本県 (13)	玉名市	1	株式会社阪急交通社 
	宇城市	1	株式会社ジャルセールス 
	天草市	1	株式会社CASE 
	合志市	1	株式会社フーワーク 

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業	
熊本県 (13)	大津町	1	全日本空輸株式会社 	
	南小国町	1	株式会社JTB 	
	産山村	1	株式会社産業経済新聞社 	
	高森町	2	株式会社じぞう屋 	
	益城町	1	株式会社ジャルセールス 	
	錦町	1	TIS株式会社 	
	湯前町	1	株式会社ルネサンス 	
	苓北町	1	株式会社ジャパックス 	
	宮崎県 (6)	都城市	1	株式会社JTBグローバルマーケティング&トラベル 
		延岡市	1	株式会社ANA総合研究所 
高原町		1	GlocalGovernmentRelationz株式会社 	
木城町		1	株式会社ANA総合研究所 	
都農町		1	株式会社ルネサンス 	
高千穂町		1	株式会社ANA総合研究所 	

地域活性化起業人の活躍先⑪

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
鹿児島県 (14)	鹿屋市	1	株式会社JTB 
		1	株式会社エクサ 
	出水市	1	株式会社ジャルセールス 
	指宿市	1	株式会社アグリゲート 
	西之表市	1	株式会社ジャルセールス 
	薩摩川内市	1	株式会社ANA総合研究所 
	霧島市	1	株式会社ANA総合研究所 
		1	株式会社ジャルセールス 
	南さつま市	1	株式会社ジャルセールス 
	三島村	1	株式会社離島キッチン 
	大崎町	1	一般社団法人リバースプロジェクト 
	瀬戸内町	1	株式会社オーシャナ 
	和泊町	1	セントラルスポーツ株式会社 
	知名町	1	特定非営利活動法人離島経済新聞社  離島経済新聞社

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
沖縄県 (10)	浦添市	2	全日本空輸株式会社 
	糸満市	1	株式会社JTB 
	宮古島市	1	株式会社ANA総合研究所 
	南城市	1	株式会社ANA総合研究所 
	国頭村	1	株式会社エイチ・アイ・エス 
	恩納村	1	SDGパートナーズ有限会社 
		1	株式会社SecondStage 
	北中城村	1	株式会社JTB 
	久米島町	1	株式会社ゼネシス 

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」が不足。そこで、市町村がそうした人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度。
- 制度開始初年度である令和3年度には30市町村が活用（特別交付税ベース）。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

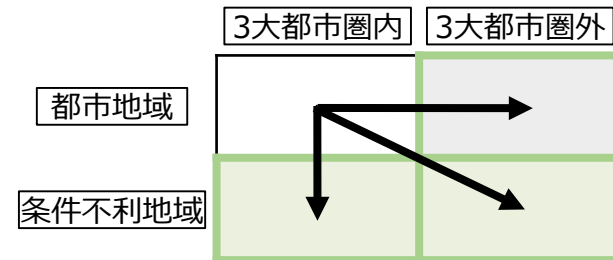
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc
- ⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



令和3年度 地域プロジェクトマネージャーの実績

○地域プロジェクトマネージャー30人 30市町村（令和3年度特別交付税ベース）

都道府県	市町村	プロジェクト
北海道	江別市	江別市観光振興計画推進プロジェクト
	紋別市	みんなのマチナ化プロジェクト
	厚沢部町	厚沢部町地域新電力構想プロジェクト
	喜茂別町	女子野球タウンプロジェクト
	大樹町	大樹発！航空宇宙関連産業集積による地域創生推進計画
岩手県	釜石市	釜石ラグビー人財育成プロジェクト
福島県	磐梯町	磐梯町デジタル変革プロジェクト
栃木県	矢板市	スポーツツーリズムの推進
群馬県	前橋市	前橋市立図書館新本館基本構想プロジェクト
埼玉県	小鹿野町	地域商社「株式会社おがの」地域経済活性化プロジェクト
新潟県	三条市	「選びたくなるまち」の実現に向けた地域の魅力の発掘、発信事業
	粟島浦村	粟島あらいずプロジェクト
福井県	福井市	地域コミュニティDXの推進
長野県	松本市	世界に冠たる山岳リゾートの実現
	茅野市	「暮らしやすい未来都市・茅野の構築」～茅野市DX推進プロジェクト～
	下諏訪町	下諏訪町観光振興計画の実践「しもすわの感動と賑わいを創生」
	筑北村	筑北村観光協会（仮称）設立&観光振興プロジェクト

都道府県	市町村	プロジェクト
岐阜県	飛騨市	飛騨市薬草ビレッジ構想推進プロジェクト
静岡県	焼津市	「やいづワーク（新しい働き方）」拠点整備事業
兵庫県	多可町	多可町地域商社の活性化
奈良県	奈良市	東部地域・地域づくり支援事業
鳥取県	八頭町	総合戦略地域別活動促進プロジェクト
島根県	海士町	大人の島留学プロジェクト
岡山県	西粟倉村	教育コーディネーター等西粟倉らしい教育環境構築事業
山口県	防府市	「音楽のまち防府」の創造と発信力の強化
徳島県	勝浦町	勝浦町恐竜化石等活用地域活性化事業
高知県	室戸市	室戸ユネスコ世界ジオパークと連携したSDGs推進プロジェクト
福岡県	赤村	ローカル複合施設の再生&運営 あか村（源じいの森）プロジェクト
鹿児島県	長島町	先端技術を活用した長島大陸未来都市実装事業
	肝付町	肝付町移住定住促進プロジェクト

参考事例①（群馬県みなかみ町）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：道の駅の直売所運営、地場産品を活かした特産品開発
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：着任前に比べ売上増加、施設の入れ込み客増加



（出典）道の駅 たくみの里HP

参考事例②（山梨県富士吉田市）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：空き家の再活用、地域事業者と協力した建築設計・企画業務
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整等）

成果：移住してきた移住者等による空き家・空き店舗活用
ゲストハウス開業



（提供）富士吉田市

参考事例③（岐阜県郡上市）

人物：外部人材（電通社員として、また自身が経営する法人を
通じて郡上市に継続的に関与（地域おこし企業人））

事業：移住と雇用創出をセットにした事業「郡上カンパニー」の立ち上げ
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：3年間で19人の起業挑戦者を誘致
100人以上のプロジェクト人口を創出



（出典）郡上カンパニーHP

参考事例④（北海道利尻町）

人物：外部人材（地域おこし企業人OB）

事業：定住移住促進企画の実施、閉校校舎の利活用、地域
おこし協力隊の中間支援、ふるさと教育による他島交流等

成果：閉校校舎のリノベーション、リノベーション施設を活用した定住
移住相談窓口の開設（運営は民間）等



（出典）利尻町定住移住支援センター「ツギノバ」HP

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(438名)、先進自治体で活躍している職員(25名(組織を含む)) (令和4年4月1日現在 計463名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村：①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 財政措置の内容：
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

活用事例

<新潟県胎内市>

【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、**市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。**

【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



<北海道栗山町>

【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、**協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。**

【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



地方自治体が実施する移住・定住対策 ステップ別支援パッケージ（特別交付税措置）

総務省では、地方自治体を実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講ずることとしている(令和3年3月30日付け総行応第79号)。

- 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に要する経費(措置率0.5×財政力補正)
- 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費(1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限))

ステップ1 情報収集

移住先の情報を集める

★移住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置

移住相談窓口の設置に要する経費

各地方自治体のホームページ、東京事務所等における情報発信に要する経費

コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費

移住関連パンフレット等の制作に要する経費

移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費

移住関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費

移住・交流情報ガーデンの活用

その他 職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

ステップ2 移住体験

移住先を体感してみる

★移住体験（二地域居住体験）の実施に要する経費の財政措置

移住体験ツアーの実施に係るバス借上げ料等の経費

例) 移住体験ツアーの開催費

オンライン化の活用

例) オンライン移住お試し体験ツアー費、移住体験用コンテンツの制作費 等

移住体験住宅の整備に要する経費

UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費

その他 移住意識動向の調査に要する経費 等

移住・交流情報ガーデンの活用

居住・就労・生活支援に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口

ふるさとワーホリの実施

都市部の人が、働きながら地方での暮らしを体験(2週間～1ヶ月程度)

ステップ3 しごと

移住先での仕事を探す

★移住希望者等に対する就職や副業・兼業支援の実施に係る財政措置

移住希望者に対する職業紹介の実施に要する経費

例) 無料職業紹介事業費、無料職業相談所チラシ印刷製本費用 等

就職や副業・兼業支援の実施に要する経費

例) 農業実務研修費、就業・創業活動交通費 等

新規就業者（移住者本人、受入れ企業）に対する助成

例) 新規就農者果樹(園芸)ハウス新設費、漁業の新規移住就業者に対する支援 等

特定地域づくり事業協同組合の活用

年間を通じた仕事の創出

地域おこし協力隊 受入サポートプラン《任期終了後の定住に向けたサポート》との連携

■ 就業に向けた支援の強化、■ 空き家の利活用や住まい探しの支援、■ 起業・事業承継に向けた支援の強化 (■ 国費事業 ■ 地財措置)

ステップ4 住まい

移住先での住まいを探す

★居住支援に係る財政措置

空き家バンクの運営に要する経費

例) 空き家バンクホームページ保守費、空き家バンク用不動産フェア広告掲載費 等

住宅改修への助成

例) 空き家リフォーム費、親・子世帯同居住宅リフォーム費、中古住宅リフォーム費 等

その他

定住を目的とした一定期間の支援 等

ステップ5 移住後

移住先で暮らす

★定住・定着に向けた支援に係る財政措置

移住者と地域住民との交流等に要する経費

① 移住者の把握
例) 移住者が抱える課題や現状についての実態把握、関係機関等とのネットワーク化 等

② 地域住民との交流
例) 移住者・地域住民交流会・懇談会の企画・運営等

③ 地域・行政への参画
例) 若者タウンミーティングの開催費、政策懇談会 等

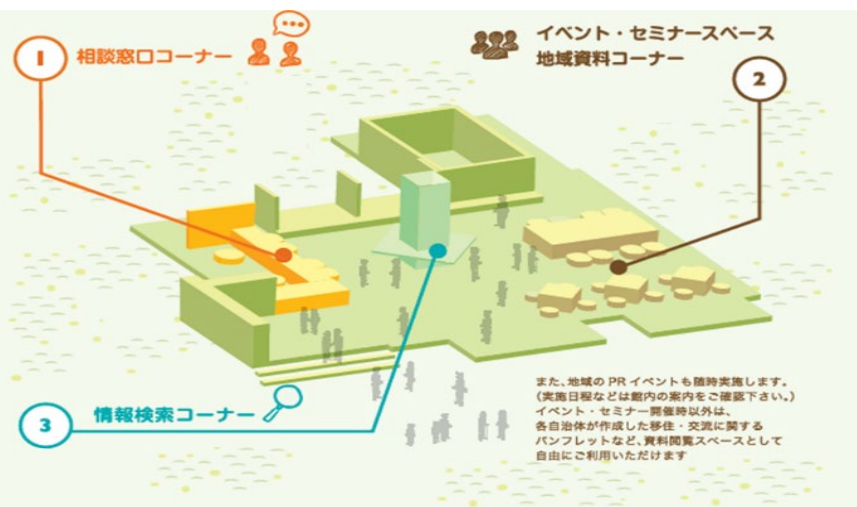
集落支援員との連携

集落の巡回、状況把握等

定住支援員に係る経費

例) 研修受講に要する経費、報償費、活動旅費 等

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

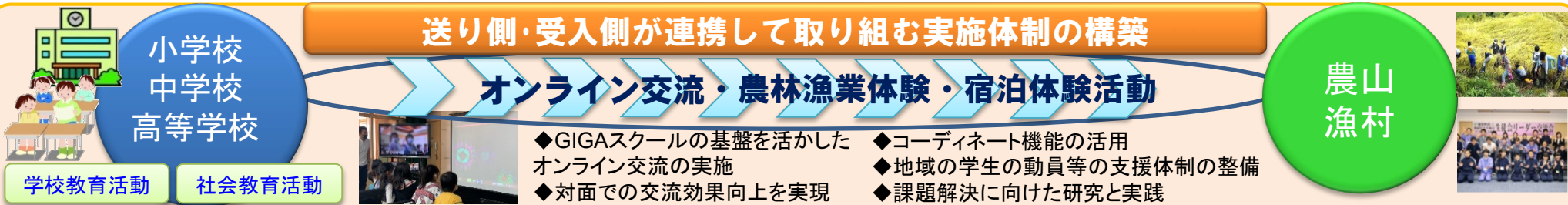
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分

銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。



- ◆GIGAスクールの基盤を活かしたオンライン交流の実施
- ◆対面での交流効果向上を実現
- ◆コーディネート機能の活用
- ◆地域の学生の動員等の支援体制の整備
- ◆課題解決に向けた研究と実践

■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金
- ・関係団体との調整に要する経費
- ・印刷製本費 等
- ・研修・会議に要する経費
- ・外部研修受講に係る受講料、旅費

■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等

地方財政措置（特別交付税）

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

1 地方財政措置の対象事業

- 次の要件を満たす事業が対象
- ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること
 - ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
 - ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

2 対象経費

- ・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費(都道府県・市町村)
- ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※概ね小学校区を単位に全国に6,064団体がある。(令和3年度調査より)

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

(特非) きらりよしじまネットワーク (山形県川西町)

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の**生活支援活動**を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



(特非) ほほえみの郷トイトイ (山口県山口市)

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービス**を実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。

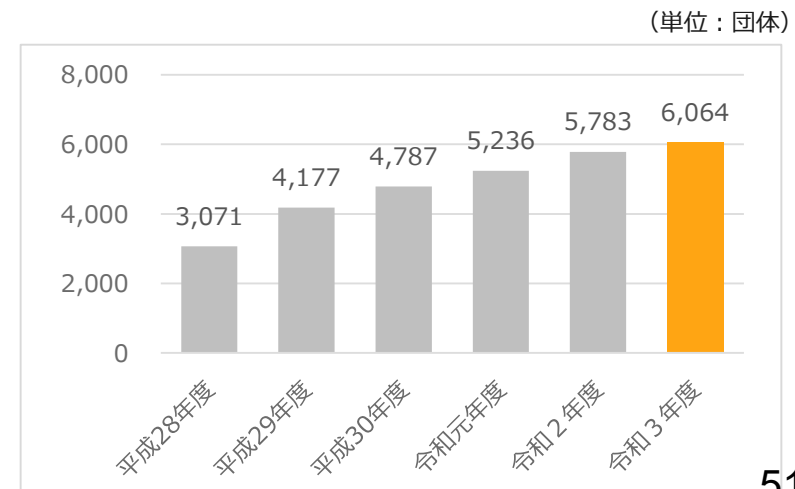


地域運営組織の活動状況

活動実態

令和3年度 総務省調査（市区町村：1,706市区町村が回答／地域運営組織：6,064団体が回答）

- 組織数：令和3年度は全国で6,064団体あり、令和2年度（5,783団体）から281団体増加（4.9%増）し、平成28年度に比べて約2倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は814市区町村あり、令和2年度（802市区町村）から12市区町村増加（1.5%増）。
- 組織形態：法人格を持たない任意団体が88.3%、NPO法人が4.2%、認可地縁団体が1.8%。
- 活動拠点：活動拠点を有する団体が88.8%、このうち約71%が公共施設を使用。
- 活動内容（複数回答）：祭り・運動会・音楽会などの運営（43.6%）が最も多く、高齢者交流サービス（32.5%）、防災訓練・研修（30.6%）、広報紙の作成・発行（28.8%）などが続く。
- 収入：収入源（第1位）として、市区町村からの補助金等が62.1%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は53.3%。
- 課題（複数回答）：人材の不足に関する課題が上位4項目を占めており、いずれも5割以上。地域住民の当事者意識の不足、団体の役員・スタッフの高齢化、活動資金の不足などに関することを課題としている団体も比較的多い。
- 孤独・孤立対策：現在の活動が「住民の孤独・孤立対策になる」と考える団体は68.6%、「ならない」と考える団体は8.9%。



地域運営組織の取組事例

特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会 (埼玉県鶴ヶ島市)

- 自治会、小学校等と連携し、地域合同防災訓練を行っている。
- 高齢者の交流の場としてサロン活動や声かけ・見守り活動を実施している。
- 地域住民による有償ボランティアを「助け合い隊」として組織化し、高齢者の生活支援を実施している。
- 有償ボランティアへの報酬として地元商店街で使える商品券(「ありがとう券」)を発行している。



特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部 (新潟県上越市)

- 体験型学習施設である「地球環境学校」など指定管理業務を受託している。
- 地域づくり活動を志す若者に向けて農作業などの学びの場を提供することを目的に、若者育成のための「里創義塾(りそうぎじゅく)」を開講している。
- 再生古民家カフェの「平左衛門(へいざえもん)」、宿泊施設の「霧山荘」を運営している。



にしきお 地縁法人錦生自治協議会(三重県名張市)

- 平成24年には、法律上の責任の所在を明確化し、継続した活動基盤の確立を図るため、地縁法人(認可地縁団体)としての認可を受けた。
- 高齢者のサロン事業や、不採算路線のため廃止が発表されたバス路線の運行委託、小学校跡地を利用したキノコ生産・販売の実施、放課後子ども教室など、様々な事業に取り組んでいる。



島根県雲南市

- 平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした「地域自主組織」が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されている。
- 現在、市内全域において「地域自主組織」が交流センターを拠点に、交通手段を持たない住民向けの送迎サービスなどの様々な活動を展開している。



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R5予算額(案) 5.6億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

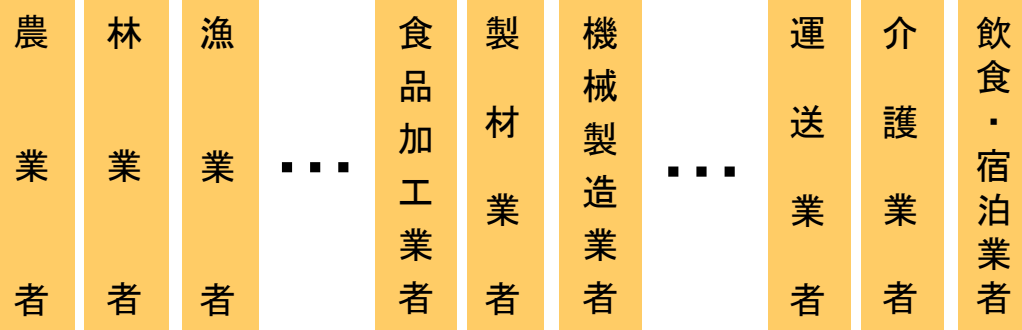
人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

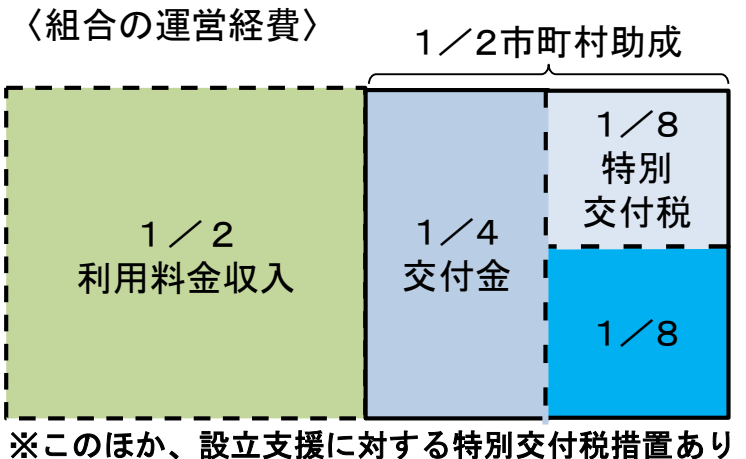
特定地域づくり事業協同組合員



人材 派遣 利用 ↓ 料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市 町 村



財政
支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

1

4月



農業

5~10月



飲食業

11~3月



酒造業

2

通年



介護事業

or



こども園



小売業

AM

PM

創意工夫により様々な活用が可能

海士町複業協同組合

組合概要

所在地	島根県隠岐郡海士町
人口	2,267人 (R2国勢調査時点)
設立認可年月日	令和2年11月9日
認定年月日	令和2年12月4日
組合員の事業分野	食料品加工業、宿泊業、漁業、農業、教育・学習支援業 など
派遣利用料金	1,166円～1,508円/時 (税込) ※職員本人のスキルや経験に応じて設定
事務局職員構成	事務局長 (派遣元責任者) 1名 事務局職員 (町職員が兼務) 1名

人材面の特色

～移住者の意向を踏まえた派遣を行い定住に繋げる～

- ・ 派遣職員は8名が県外からの移住者、1名が県内他市町村からの移住者の計9名 (R4.10.1現在)
- ・ 様々な事業所で働く中で、各事業所の改善点のフィードバックを行ったり、各事業者間をつなぐ役割となり、後々は新しい産業を立ち上げて独立していくことを期待
- ・ 採用した派遣職員は、企業コンサル、大手海運業の人事、大手情報通信業のSE、高校教諭、音楽指導員から転職者とICU・映像系専門学校からの新卒者で多様な人材が集まっている。なお、R3入社職員1名が派遣先事業者へ転籍。
- ・ 定住に繋げるため、派遣職員自らが派遣先を選択する方式や自分にあつた仕事を見つけるため短いスパンで複数の派遣先を経験するインターンシップ方式を採用
- ・ 事務局長は、松江市出身の移住経験者であり、自身のマルチワーカーの経験も生かして、派遣職員目線で魅力的な職場づくりに努めている
- ・ 町職員1名が事務局職員を兼務し、移住交流を含めて運営をサポート

事業計画(3年度分)

	派遣職員数	派遣先事業者数
R 4	9名	15者
R 5	15名	30者
R 6	20名	30者

派遣イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A・B	食品加工			宿泊業			農業			定置網漁		
職員C・D	定置網漁			漁協			食品加工			農業		
職員E・F	宿泊業						広告業			定置網漁		
職員G・H	定置網漁			食品加工			農業			食品加工		

特定地域づくり事業協同組合 都道府県別認定状況

R5.2.1時点
72組合
 (30道府県75市町村)



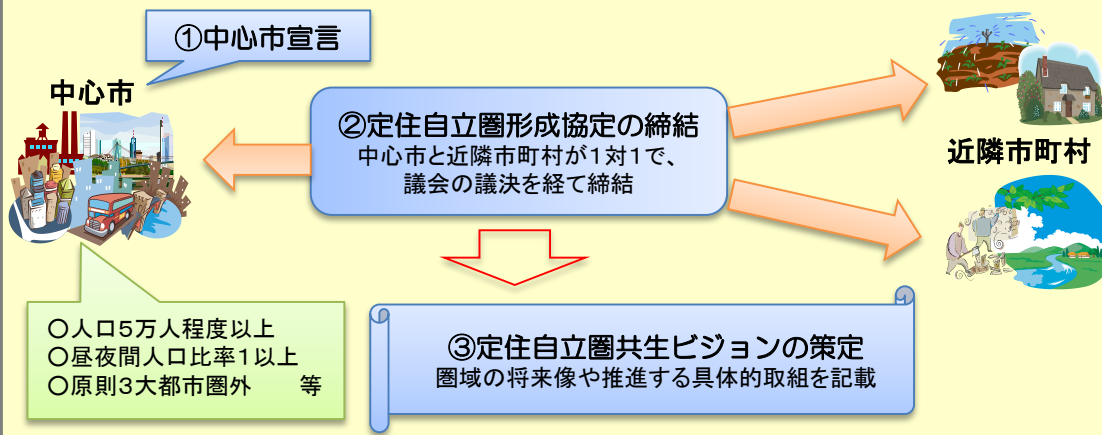
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

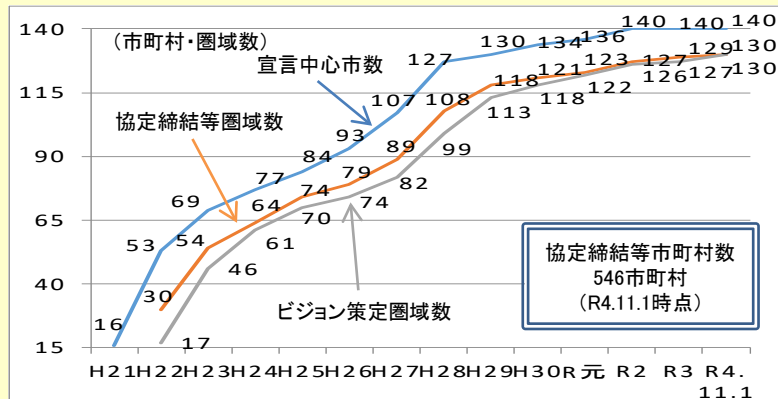
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R4.11.1現在 130圏域)



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度・令和3年度に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26))
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3))
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況（令和4年11月1日現在）

※【 】は中核市
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市（指定都市・中核市を除く）
 ※網掛けは宣言連携中枢都市
 ※（ ）は多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市（左記を除く）
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・土別市（複眼型）、滝川市・砂川市（複眼型）、深川市、富良野市、北見市	—
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市（複眼型）、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市（複眼型）、一関市、釜石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市、（白石市）
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	【山形市】、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	—
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市
茨城県	【水戸市】	日立市、土浦市、常総市、〈つば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	—
群馬県	〈伊勢崎市〉、沼田市、富岡市	〈太田市〉、（藤岡市）
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市、館山市	—
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、（小浜市）
山梨県	北杜市	（富士吉田市）
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市（複眼型）、佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、（可児市）
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、磐田市、掛川市、（御殿場市）、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、（新城市）、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市（左記を除く）
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市、（舞鶴市）
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市（複眼型）、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市、（新宮市）
鳥取県	【鳥取市】、米子市（複眼型）、倉吉市	—
島根県	【松江市】（複眼型）、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	（八幡浜市）、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市（複眼型）	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	—
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市、（うるま市）
合計	140	64

- 定住自立圏は140市が中心市宣言済み。
- 130圏域（546市町村）で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 130圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の40市が宣言連携中枢都市（令和4年11月1日現在）
 札幌市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、福島市、郡山市、水戸市、新潟市、富山市、高岡市・射水市（複眼型）、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市（複眼型）、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く
 ○指定都市・中核市
 ○中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏130圏域※（令和4年4月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市圏に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
113圏域
医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉
105圏域
介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育
100圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興
114圏域
広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境
68圏域
低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
114圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
35圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
111圏域
生活道路の整備等

地産地消
44圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
95圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
94圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい
25圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

マイナンバーカードの広域利用促進事業

施策の概要

R4補正予算:3.9億円

- 住民の利便性を重視すると、生活圈等ある程度広がりを持った圏域でマイナンバーカードの利活用シーンを拡大するための取組を行っていくことが重要。広域での取組はコストの削減、多様な取組の実現にも繋がるものと考えられる。
- 連携中枢都市圏や定住自立圏では、施設の相互利用や公共交通の利便性向上に向けた取組等が進められているところだが、その際、マイナンバーカードという共通のインフラを活用することで本人確認等も含めて1枚のカードで全てを完結させることができるなど、住民の利便性の向上により資する取組とすることができる。

⇒既に地域的な一体感が醸成されている**連携中枢都市圏**や**定住自立圏**において、マイナンバーカードの広域利用を通じ、圏域内市町村が住民サービス等の向上や地域経済の活性化を図るために実施する**モデル的な取組みを促進**。

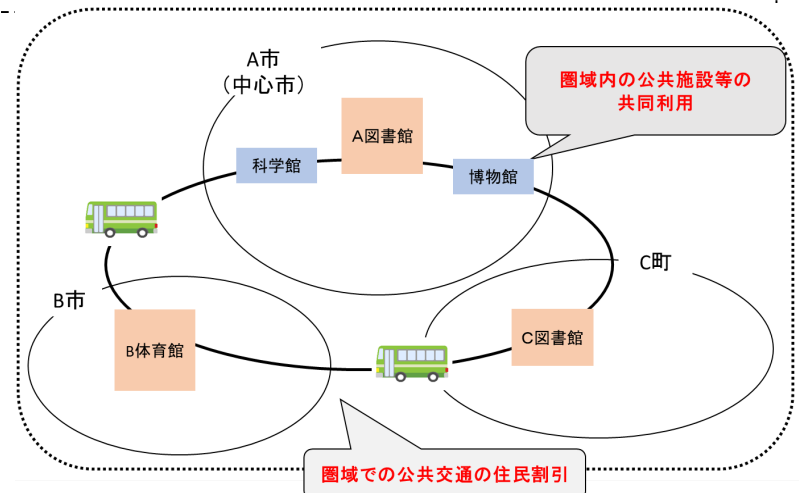
支援対象

※詳細は今後決まり次第お知らせする。

- 連携中枢都市圏や定住自立圏において、**マイナンバーカードの空き領域を広域で利用し**、利活用シーンの拡大を図るための取組支援を検討。

想定される利用シーン

- 図書館の広域利用、高齢者等の公共交通機関割引、市営施設の共通利用パス 等



【圏域内におけるカードの広域利用イメージ】

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 1,348箇所(令和3年度末時点)



三大都市圏企業

- ・ コロナ禍を機に、テレワーク等の働き方が広く浸透し、多くの企業がサテライトオフィスの設置に前向き
- ・ 令和4年度の同事業において141社が参加

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との
マッチング機会を提供



地方公共団体

- ・ 多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・ 令和4年度の同事業において、104団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費: 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

: お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

: お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額: 1団体当たり1,000万円

※ 措置率0.5×財政力補正

お試しサテライトオフィス特設サイト・Facebookページの活用

魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設。

- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業の「お試し勤務」を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せてFacebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>



総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>



Facebook 総務省 - お試しサテライトオフィス -

検索

過疎対策について

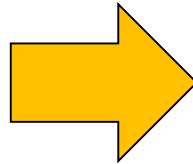
I 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。
- 直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定



III 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和4.4.1)	885	1,718	51.5%
人口(令和2年国調:万人)	1,167	12,615	9.3%
面積(令和2年国調: km ²)	238,675	377,976	63.2%

IV 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援（令和5年度計画額 5,400億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金（令和5年度予算（案）：8.0億円）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。
- 二、平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。
- 三、本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。
- 四、過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。
- 五、**過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進する**よう本法の趣旨を周知するとともに、**非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。**
- 六、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発し、被災市町村の財政が逼迫している状況を踏まえ、本法の適用の有無にかかわらず、財政力の低い団体における防災・減災対策の推進とともに、被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。
- 七、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、離島や中山間地など条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和5年度予算額(案) 4.0億円(令和4年度予算額4.0億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和5年度予算額(案) 2.5億円(令和4年度予算額2.5億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和5年度予算額(案) 0.9億円(令和4年度予算額0.9億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和5年度予算額(案) 0.6億円(令和4年度予算額0.6億円)

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R5予算額(案):4億円
(R4予算額:4億円)

○「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

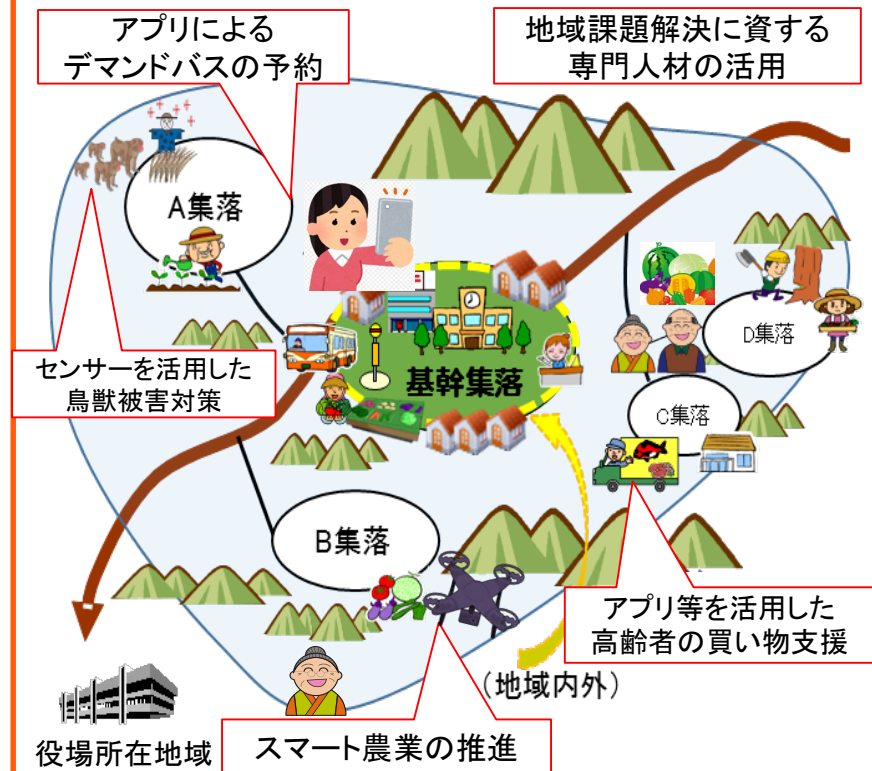
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域
 (2) 事業主体 ① 過疎市町村
 ② 都道府県
 (3) 交付対象経費の限度額 2,000万円
 (4) 交付率 ① 定額
 ② 1/2又は6/10(※)
 ※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5) 対象事業

○人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

○ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

- ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

施策の概要

(1)事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

(2)実施主体

過疎市町村

(3)交付率

1/2以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



改修前



改修後

過疎地域遊休施設再整備事業

R5予算額(案):0.6億円
(R4予算額:0.6億円)

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1)事業主体
過疎市町村

(2)交付対象経費の限度額
60,000千円

(3)交付率
1/3以内

事業のイメージ

過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて
いない旧公民館



使用されて
いない倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や
サテライトオフィス等
働く場の施設整備



地域運営組織等の
コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の
加工施設

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和4年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,997人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,174人

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉 ※ 国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象外

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 445万円** ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
③集落における話し合いの実施に要する経費
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

■集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□集落の維持・活性化に向けた取組

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省

集落支援員の活躍先

○支援員数 専任1,997名、兼任3,174名

自治体(3府県394市町村)

(令和4年度特交ベース)

※表は専任のみ (人)

都道府県名	市町村	支援員数
北海道 (63)	美瑛市	1
	深川市	2
	石狩市	3
	松前町	1
	乙部町	1
	寿都町	1
	蘭越町	1
	二セコ町	6
	積丹町	1
	上砂川町	1
	北竜町	3
	鷹栖町	1
	比布町	1
青森県	愛別町	1
	東川町	15
	南富良野町	1
	和寒町	1
	美深町	1
	中頓別町	1
岩手県 (45)	白老町	4
	厚真町	5
	安平町	3
	清水町	4
	白糠町	4
	むつ市	2
	大船渡市	8
	久慈市	3
	雫石町	14
	紫波町	2
宮城県 (41)	西和賀町	8
	岩泉町	10
	気仙沼市	7
	登米市	20
	東松島市	4
	丸森町	8
秋田県 (16)	加美町	2
	秋田県★	2
	湯沢市	2
	鹿角市	1
	由利本荘市	4
	五城目町	2
山形県 (56)	羽後町	5
	酒田市	2
	寒河江市	1
	長井市	19
	朝日町	1
	金山町	2
	最上町	3
	舟形町	2
	川西町	4

都道府県名	市町村	支援員数	
山形県	飯豊町	15	
	庄内町	5	
	遊佐町	2	
	会津若松市	1	
福島県 (27)	喜多方市	6	
	二本松市	7	
	天栄村	1	
	南会津町	3	
	西会津町	1	
	三島町	1	
	会津美里町	2	
	石川町	5	
	茨城県 (3)	北茨城市	1
	茨城町	2	
	栃木県 (4)	足利市	2
沼田市		2	
群馬県 (6)	嬬恋村	4	
	秩父市	6	
	横瀬町	1	
埼玉県 (12)	小鹿野町	5	
	館山市	1	
	南房総市	12	
	香取市	4	
	山武市	1	
千葉県 (23)	大多喜町	5	
	利島村	1	
	長岡市	12	
	新発田市	2	
	小千谷市	4	
	十日町市	23	
新潟県 (115)	見附市	11	
	村上市	7	
	糸魚川市	11	
	妙高市	4	
	上越市	9	
	佐渡市	9	
	魚沼市	9	
	胎内市	1	
	阿賀町	7	
	津南町	1	
	関川村	3	
	粟島浦村	2	
	富山県	富山県★	3
	福井県 (9)	福井市	6
		坂井市	1
越前町		2	
山梨県 (4)	南アルプス市	1	
	早川町	2	
	丹波山村	1	

都道府県名	市町村	支援員数	
長野県 (146)	長野市	1	
	伊那市	15	
	大町市	2	
	茅野市	2	
	東御市	9	
	青木村	2	
	辰野町	1	
	箕輪町	4	
	飯島町	7	
	三島町	1	
	中川村	9	
	宮田村	1	
	松川町	12	
	高森町	2	
	阿智村	5	
平谷村	1		
壳木村	5		
天龍村	3		
豊丘村	6		
大鹿村	3		
玉滝村	6		
木曾町	1		
麻績村	1		
生坂村	7		
朝日村	3		
白馬村	6		
小谷村	13		
高山村	10		
木島平村	6		
飯綱町	2		
関市	7		
岐阜県 (50)	中津川市	16	
	瑞浪市	8	
	惠那市	4	
	下呂市	3	
	七宗町	4	
	白川町	7	
	東白川村	2	
	静岡市	10	
静岡県 (20)	浜松市	6	
	島田市	1	
	小山町	3	
	関川村	3	
	尾鷲市	3	
	鳥羽市	2	
三重県 (131)	熊野市	27	
	いなべ市	75	
	明和町	6	
	玉城町	1	
	南伊勢町	6	
	紀北町	8	

都道府県名	市町村	支援員数	
三重県	御浜町	3	
	長浜市	22	
	守山市	2	
	甲賀市	20	
滋賀県 (44)			
京都府 (24)	京都市	4	
	綾部市	2	
	宮津市	1	
	京丹後市	6	
	南丹市	7	
	伊根町	4	
	豊岡市	32	
	西脇市	4	
	加西市	2	
	丹波篠山市	1	
兵庫県 (140)	養父市	34	
	丹波市	22	
	朝来市	26	
	宍粟市	5	
	神河町	1	
	上郡町	3	
	佐用町	7	
	香美町	1	
	新温泉町	2	
	宇陀市	4	
	山添村	2	
曾爾村	1		
奈良県 (59)	明日香村	1	
	吉野町	4	
	黒滝村	1	
	天川村	4	
	十津川村	5	
	下北山村	4	
和歌山県 (24)	下北山村	5	
	東吉野村	3	
	紀美野町	11	
	高野町	2	
	すさみ町	6	
	那智勝浦町	4	
	古座川町	1	
	鳥取市	1	
鳥取県 (106)	倉吉市	17	
	智頭町	11	
	八頭町	22	
	三朝町	6	
	琴浦町	3	
	大山町	10	
	南部町	19	
	伯耆町	2	
	日南町	12	

都道府県名	市町村	支援員数	
鳥取県	日野町	2	
	江府町	1	
	松江市	3	
	出雲市	1	
	益田市	25	
	大田市	5	
	奥出雲町	7	
	飯南町	6	
	川本町	22	
	美郷町	13	
	島根県 (192)	邑南町	1
	津和野町	36	
	吉賀町	6	
	海士町	44	
西ノ島町	3		
知夫村	19		
隠岐の島町	1		
岡山県 (41)	玉野市	7	
	笠岡市	6	
	備前市	1	
	瀬戸内市	2	
	赤磐市	1	
	真庭市	6	
	浅口市	3	
	矢掛町	7	
	勝央町	2	
	美咲町	6	
	三原市	22	
広島県 (68)	三次市	6	
	庄原市	26	
	廿日市市	7	
	安芸太田町	2	
	北広島町	4	
	大崎上島町	1	
山口県 (53)	宇部市	5	
	山口市	1	
	岩国市	7	
	長門市	24	
	柳井市	3	
徳島県 (37)	美祇市	4	
	周防大島町	1	
	平生町	6	
	阿武町	2	
	美馬市	7	
香川県	三好市	18	
	上勝町	1	
	神山町	6	
	那賀町	2	
	牟岐町	3	
	さぬき市	1	

都道府県名	市町村	支援員数
愛媛県	久万高原町	9
	高知市	2
	室戸市	4
	南門市	3
	須崎市	2
	宿毛市	1
	香南市	2
	香美市	12
	東洋町	1
	奈半利町	2
高知県 (97)	安田町	3
	馬路村	3
	芸西村	3
	本山町	5
	大豊町	8
	土佐町	5
	いの町	2
	仁淀川町	1
	中土佐町	1
	佐川町	11
福岡県 (33)	越知町	4
	橋原町	7
	白高村	5
	津野町	2
	四方十町	1
	勝央町	5
	黒潮町	2
	筑後市	11
	小郡市	3
	うきは市	3
佐賀県 (23)	嘉麻市	1
	朝倉市	2
	東峰村	5
	大刀洗町	4
	香春町	2
長崎県 (43)	みやこ町	2
	唐津市	7
	多久市	1
	伊万里市	4
	小城市	1
熊本県 (16)	基山町	6
	上峰町	4
	平戸市	16
	沓崎市	14
	五島市	12
	小根賀町	1
	南小国町	1
	高森町	10
	南阿蘇村	1
	甲佐町	2

都道府県名	市町村	支援員数	
熊本県	山都町	1	
	多良木町	1	
	大分市	2	
	日田市	10	
大分県 (86)	佐伯市	12	
	臼杵市	14	
	津久見市	1	
	竹田市	4	
	豊後高田市	3	
	宇佐市	24	
	豊後大野市	8	
	杵臼市	4	
宮崎県 (27)	玖珠町	4	
	日南市	1	
	串間市	6	
	えびの市	5	
	西米良村	3	
	椎葉村	9	
	日之影町	1	
	五ヶ瀬町	2	
	鹿児島県 (77)	鹿兒島市	10
		鹿屋市	1
阿久根市		2	
指宿市		1	
西之表市		11	
日置市		27	
曾於市		6	
志布志市		5	
南九州市		3	
三島村		1	
沖縄県 (19)	さつま町	5	
	東串良町	2	
	肝付町	2	
	徳之島町	1	
	うるま市	3	
	国頭村	1	
	大宜味村	6	
宜野座村	2		
北大東村	2		
久米島町	2		
竹富町	3		

表中の★は、県が実施

令和3年度 専任1,915名 兼任3,424名(3府県383市町村)
 令和2年度 専任1,746名、兼任3,078名(3府県358市町村)
 令和元年度 専任1,741名、兼任3,320名(4府県348市町村)
 平成30年度 専任1,391名、兼任3,497名(3府県328市町村)
 平成29年度 専任1,195名、兼任3,320名(3府県300市町村)

平成28年度 専任1,158名、兼任3,276名(4府県277市町村)
 平成27年度 専任994名、兼任3,096名(3府県238市町村)
 平成26年度 専任858名、兼任3,850名(5府県216市町村)
 平成25年度 専任741名、兼任3,764名(7府県189市町村)
 平成24年度 専任694名、兼任3,505名(6府県186市町村)

平成23年度 専任597名、兼任約3,700名(9府県149市町村)
 平成22年度 専任500名、兼任約3,600名(13府県134市町村)
 平成21年度 専任449名、兼任約3,500名(9府県113市町村)
 平成20年度 専任199名、兼任約2,000名(11府県66市町村)

●高知県土佐清水市 過疎地域持続的発展計画（抄）

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市のあらゆる計画の最上位に位置付けている第七次土佐清水市総合振興計画の6つの基本目標と整合性を図り策定した、第2期土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略において設定した4つの基本目標を地域の持続的発展のための基本目標とします。

- ・基本目標 1 基幹産業の復興により安定及び新たな雇用を創出する
- ・基本目標 2 人の流れを創出する
- ・基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標 4 人と人とのつながりを強め、暮らしを守るとともに、地域のにぎわいを創出する

●人口に関する目標

- ・人口目標 令和7年度 10,564人
- ・**社会増減 令和7年度 0人**

●その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標

- ・農林水産業新規就業者数 令和7年度 36人(累計)
- ・観光消費額 令和7年度 65億円
- ・**婚姻数 令和7年度 32組**
- ・**移住者数 令和7年度 90人**

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組については、毎年度、庁内委員による総合振興計画等策定委員会や外部委員による総合振興計画等検討会議にて進捗管理及び評価を行います。

過疎地域における事業用設備等の割増償却

過疎地域における雇用機会の拡充を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を取得等して事業の用に供した場合に割増償却が可能。

1. 内 容:

○ 個人又は法人が、過疎市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上し、必要経費に含めることにより、課税の繰り延べ効果が発生する。

○税 目：所得税、法人税

○対象業種、取得価額等：

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設及び改修に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設に係る取得	
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

機械・装置

<具体例>

- ・食品、金属製品、電気機器、
その他の製造設備
- ・太陽光発電設備 等

建物・附属設備

<具体例>

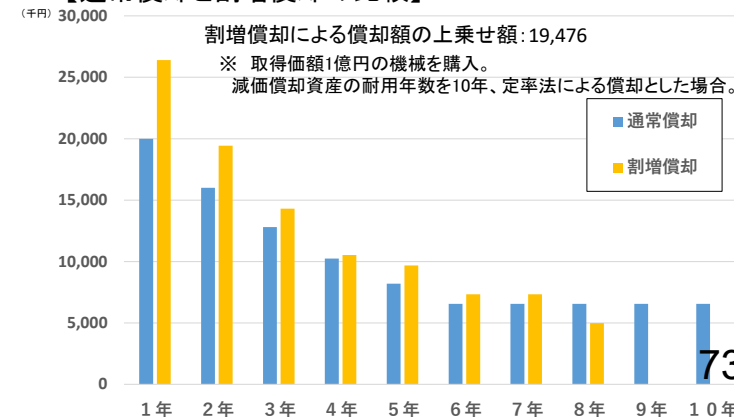
- ・店舗、工場
- ・照明、水道、ガス、空調設備
- ・エレベーター 等

構築物

<具体例>

- ・塀、防壁
- ・貯水用タンク
- ・アスファルト敷の舗装路 等

【通常償却と割増償却の比較】



2. 適用期限： 令和6年3月31日まで

3. 適用要件： 過疎地域持続的発展市町村計画に「産業振興促進事項」を記載
(記載事項: 区域、対象業種 等)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく地方税の減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域のうち市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

※適用要件： 過疎地域持続的発展市町村計画に「産業振興促進事項」を記載
 （記載事項：区域、対象業種、当該区域における産業の現状及び課題、課題への対策及びそのために講じようとする事業 等）

製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

過疎地域において、事業者の規模（資本金）ごとに定めている減価償却資産の取得価額の合計を超える設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、製作、改修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得	
取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上 2,000万円以上
	農林水産物等 販売業・ 情報サービス業等	500万円以上	

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地

地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
 （最初に課税免除等を行った年度から3年間（※1））

※1：不動産取得税は当該年度分。

畜産業・水産業（※2）

※2：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
 （最初に課税免除等を行った年度から5年間）

1. 現行

- 半島・離島・奄美群島振興法に基づく税制特例措置等の対象となる地区と、過疎法に基づく税制特例措置等の対象ともなる地区が重複(重複地区においては、税制特例措置等が同内容となっており、どちらの税制特例措置等を活用するかは事業者の判断に委ねられている。)

現行	過疎法に基づく特例措置等対象地区	過疎法に基づく特例措置等非対象地区
各振興法に基づく特例措置等対象地区	適用可能 (過疎法に基づく特例措置等か各振興法に基づく特例措置等かを選択)	適用可能 (各振興法に基づく特例措置等のみ)
各振興法に基づく特例措置等非対象地区	適用可能 (過疎法に基づく特例措置等のみ)	適用不可



2. 改正概要(R5. 4~)

- 各振興法に基づく税制特例措置等の対象地区から、過疎地域に係る措置等の対象地区が除外され、重複地区においては、過疎法に基づく税制特例措置等のみ適用。

改正後	過疎法に基づく特例措置等対象地区	過疎法に基づく特例措置等非対象地区
各振興法に基づく特例措置等対象地区	適用可能 (過疎法に基づく特例措置等のみ)	適用可能 (各振興法に基づく特例措置等のみ)
各振興法に基づく特例措置等非対象地区	適用可能 (過疎法に基づく特例措置等のみ)	適用不可

- 本改正により、現在、税制特例措置等の対象となっている事業者に不利益が生じないよう、次の所要の対応をとっていただきたい。

※地方税の課税免除等にかかる減収補填措置の適用を受けるためにも必要

- ① **【関係市町村(都道府県と要協議)】** 令和5年3月31日までに、過疎地域持続的発展市町村計画に産業振興促進事項を記載
- ② **【関係市町村・関係都道府県】** 産業振興促進事項にかかる課税免除等条例の制定等 (令和4年12月26日付 過疎対策室事務連絡 参照)

② マイナポイント 第2弾

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの申込期間	ポイントの対象となるカード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に対し、最大5,000円相当のポイント付与	6,950万人分	令和4年1月～令和5年5月末	令和5年2月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月30日～令和5年5月末	
③公金受取口座登録 ※既登録者を含む。					
(参考) マイナポイント第1弾カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、ポイント付与25%	申込者数 約2,534万人	令和2年7月～令和3年12月末	令和3年4月末

●イメージ：

【総括】総務省



総務省

①マイナンバーカード

・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当



厚労省

②健康保険証利用

・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるようになる
・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当



デジタル庁

③公金受取口座

・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるようになる
※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月公布）
※令和4年3月28日よりマイナポータルからの公金受取口座の登録開始

登録

7,500円相当



最大20,000円分をお好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

マイナンバーカード・マイナポイントに関する現在の申請状況等

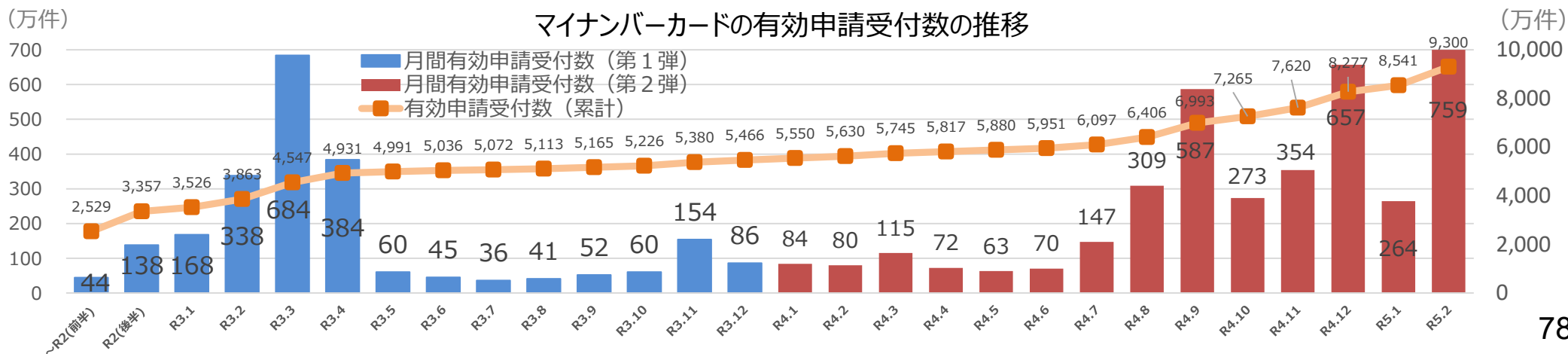
(単位: 万件)

	第1弾			第2弾							第2弾本格開始後							累計		
	~R2 6月末	R2 R3 7月~12月	小計	R4 1月	2月	3月	4月	5月	6月	30日 (内数)	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月		2月 (~28日)	小計 (本格開始 後小計)
マイナンバーカードの有効申請受付数	2,529	2,937	5,466	84	80	115	72	63	70	4	147	309	587	273	354	657	264	759	3,834 (3,354)	9,300
マイナンバーカードの有効申請受付率	19.8%	43.2%	43.2%	43.8%	44.5%	45.4%	45.9%	46.4%	47.0%	47.0%	48.1%	50.9%	55.5%	57.7%	60.5%	65.7%	67.8%	73.9%	73.9%	73.9%
マイナンバーカードの交付実施済数	2,221	2,966	5,187	97	88	111	93	81	74	3	84	151	200	273	346	406	376	433	2,812 (2,271)	8,000
マイナンバーカードの交付実施済率	17.4%	41.0%	41.0%	41.7%	42.4%	43.3%	44.0%	44.7%	45.3%	45.3%	45.9%	47.4%	49.0%	51.1%	53.9%	57.1%	60.1%	63.5%	63.5%	63.5%
マイナポイントの申込数 施策① マイナンバーカードの新規取得等	—	2,534	2,534	73	56	62	47	45	46	9	213	243	324	317	375	490	415	580	3,285 (2,966)	5,819
マイナポイントの申込数 施策② 健康保険証としての利用申込み	—	—	—	—	—	—	—	—	93	93	808	529	599	480	497	638	504	732	4,880	4,880
マイナポイントの申込数 施策③ 公金受取口座の登録	—	—	—	—	—	—	—	—	87	87	755	499	568	443	466	600	475	692	4,583	4,583
(申込純計；いずれか1つ以上の施策に申込がなされた件数)										99	894	596	677	543	562	720	570	836	5,497	5,497

※令和4年1月1日から、第2弾の内、マイナンバーカードの新規取得者等に対する、最大5,000円相当のポイントの申込・付与を開始

※令和4年6月30日から、第2弾の内、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みに対する7,500円相当のポイント、公金受取口座の登録に対する7,500円相当のポイントの申込・付与を開始

マイナンバーカードの有効申請受付数の推移



地方公共団体の皆様にお取り組みいただきたいこと

マイナポイント第2弾のスケジュール

・令和5年5月末 マイナポイントの申込期限 → ポイント申込が集中することが想定。

お願いしたいお取り組み

○ **マイナポイント事業費補助金**（補助率：10/10）を活用した、積極的な周知広報や手続支援の実施。

■ 周知・広報について

<ポイント>

- ・ **「マイナポイントの申込は5月末までに（お早めに）」**といったわかりやすいポイント申込促進
- ・ マイナポイントの申込には手続スポットを活用できること（公金受取口座の登録はできません）

<周知方法>

- ・ 各団体が発行する広報誌への記事の掲載やHP、SNS等への掲載・投稿、ポスター掲示やチラシの配布
 - ・ 総務省が作成した広報物の活用（※申請は3月10日までになります）
- ※ なお、総務省が作成したテレビCMや新聞広告、デジタルバナーのタレントを起用している広報物は、タレントとの契約の関係上、4月以降は使用できませんので、ご留意下さい。

■ 手続支援について

- ・ **マイナンバーカードの交付と合わせた手続支援**の実施
- ・ **高齢者等の支援を必要とされる方への手厚い支援**の実施（次項の「デジタル活用支援推進事業」の活用等）

※ 1 マイナンバーカードの申請受付・交付体制の強化については別途マイナンバーカード事務費補助金を活用

※ 2 令和5年度のマイナポイント申込支援のために要する経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金にて措置する方向で調整中。

デジタル活用支援推進事業の積極的な活用

デジタル活用支援推進事業（総務省）

令和4年度第2次補正予算：4,000百万円
(令和4年度当初予算額1,670百万円、令和3年度補正331百万円)

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを経由したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、令和3年度から実施。（実施する民間団体に対し補助）
(講習会の例：マイナポイントの申込方法/マイナンバーカードの申請方法/マイナポータルの使い方/健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録等)

【実施状況】

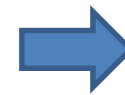
- ・令和3年度は、全国2,223箇所において、延べ17万5千回の講習会等を実施。
- ・令和4年度は、全国展開型4,539箇所(※1)で実施、地域連携型328件を採択(※2)

(※1) 5月20日採択時点 (※2) 7月19日及び8月10日採択時点



【スケジュール】

- ・令和4年度事業の実施は2月26日まで。
- ・令和5年度事業の開始時期は関係各所と調整中。



講習会受講者の更なる募集を推進

携帯キャリア等（都市部等）

令和3年度～ 講習会(全国展開型)



講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主体（携帯ショップを想定）

令和5年度は実施箇所数を拡充

地域に根差した支援（地方）

令和3年度～ 講習会(地域連携型)

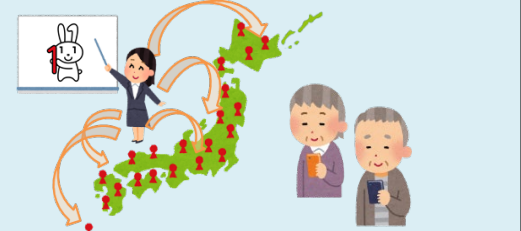


地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施する主体（地元ICT企業、社会福祉協議会等）

令和5年度は携帯ショップがない市町村などでの講習会を拡充

令和4年度～

デジタル活用支援推進事業講師の派遣



デジタル活用支援推進事業の講師を、携帯ショップがない市町村などに派遣して支援を実施

自治体がマイナポイント申込の講習会を実施する団体と積極的に連携し、高齢者等への手続支援を充実

マイナポイント事業費補助金

令和4年度分

項目	内容
1. 主な対象経費	○本事業の実施に要した事務経費相当額の100%を基準額の範囲内で国が補助 ・マイナポイント申込支援 ・キャッシュレスサービスの普及促進、説明会出席等 ・デジタル活用支援推進事業の講師派遣を受けて開催する講座におけるマイナポイント申込支援 ※ ・消耗品費、印刷製本費等 ・新聞広告、チラシ作成等 ・説明会等会場使用料 ・申込支援に必要なパソコン・スマホ等のリース料 ・民間事業者等への事務委託費用 ※デジタル活用支援推進事業を活用している場合を除く。
2. 算定方法	○対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額 ※基準額は、全団体で同額を措置する「均等配分」と人口に比例する「人口按分」の和などにより算出
3. 補助対象期間	○令和4年4月1日～令和5年3月31日の12か月間 補助率 10/10

<ポイント>

- ・ マイナポイントの対象となるカード申請期限及びポイントの申込期限を延長したことに伴う、交付申請、変更交付申請については、3月10日に交付決定を予定。
- ・ 交付決定日に関わらず、対象期間の手続き支援等は補助対象とする。支援体制等の延長・拡充に着手可能
- ※ 支援に必要なパソコン・スマホ端末のリースは補助対象
- ・ 健康保険証利用や公金受取口座の登録手続き支援もマイナポイント申込の一環として行う限り、補助対象

令和5年度分

- 令和5年度の申込支援のために要する経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金にて措置する方向で調整中。

スケジュール	2023年	1月	2月	3月	4月以降
テレビCM			実施（新規CM）		4月以降、テレビCMや新聞広告、デジタル広告の予定はありません。 事業HPやリーフレット等の広報ツールは引き続きご利用頂けます。
新聞			2/4(土) → 2/18(土)		
デジタル			実施（Yahoo!, Gunosy, Facebook/Instagram, YouTube, LINE, 楽天, 新聞電子版）		
決済事業者PR特設HP			実施		

広報素材

広報ツール

→ポイントをもらうために必要なことを記載した広報ツールに更新しておりますので、ご利用下さい。データでの提供のほか、印刷して配布する予定です。

テレビCM (2/1～2/28放映)

デジタルバナー

新聞広告 (2/4掲載)

→1月23日より自治体サポート事務局WEBページで使用申込を受け付けていますのでご利用下さい。
（申請は3月10日までとなりますのでご注意ください。）
なお、**使用可能期限は3月31日まで**となりますので、ご留意下さい。

新聞広告 (2/18掲載)

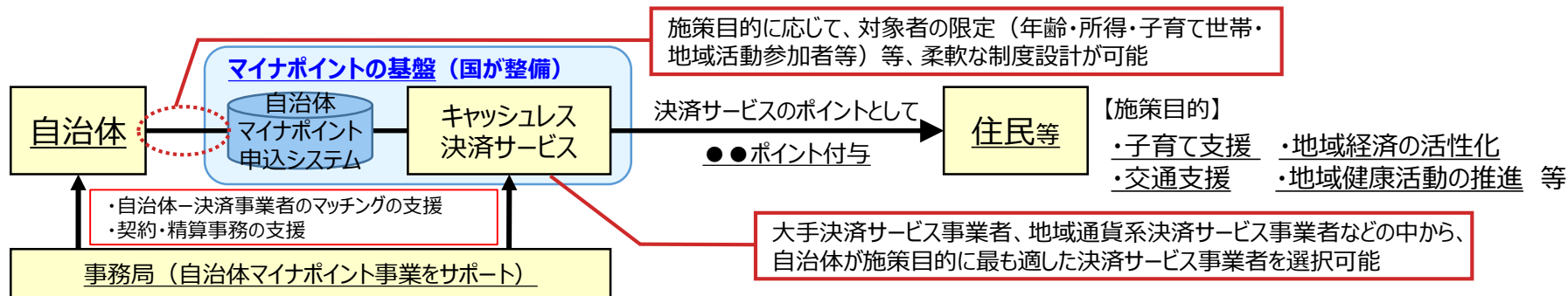
決済事業者PR特設HP

→決済事業者の独自キャンペーン等をまとめた特設HPになります。住民への案内等にご利用下さい。

③自治体マイナポイント

- 地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイント事業を全国展開することで、マイナンバーカードの利便性の向上を図るとともに消費喚起・地域経済の活性化を強力に推進。
- 具体的には、参画自治体へのシステム改修費等の補助などにより、より多くの自治体・決済事業者が連携して事業を実施できる環境を整備。

概要



自治体向け補助金の概要

- 予算額：9.9億円の内数
- 補助対象経費（予定）：自治体のシステム改修に要する経費、申込支援・広報等に要する経費、決済事業者のシステム改修に要する経費 等
- 補助率：1 / 2

経緯・取組の方向性

- 令和4年度は、**10月31日から事業を開始**。（令和5年2月10日時点で、59団体が参画予定。）
 （※）ポイント原資等については、**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**（令和4年9月20日の閣議決定で計上された予備費等により創設された「**電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金**」を含む。）を活用可能。
- 令和4年度第2次補正予算において、自治体マイナポイントの全国展開に向けた予算として、**自治体が事業に参画するに当たり必要となるシステム改修費等に対する補助等が計上されたことを踏まえ、令和5年度までに累計100団体程度の参画を目指す**。
 （※）自治体マイナポイント事業費補助金については、交付要綱制定・交付申請受付を近日中、交付決定を3月中旬を目途に実施予定。なお、令和5年度に一定額を繰り越して補助を行うことができるよう調整。

※ 団体名（開始日）は事業開始済みの団体

地方	都道府県	市区町村
北海道 東北		北海道釧路町、北海道神恵内村、福島県田村市
関東		栃木県那須烏山市、茨城県土浦市（12/1）、群馬県みどり市、群馬県前橋市（12/1）、 埼玉県熊谷市、埼玉県富士見市、埼玉県川口市、埼玉県三芳町、東京都八王子市（12/1）、 神奈川県藤沢市
中部		石川県小松市、新潟県新潟市、新潟県柏崎市、長野県長野市、長野県松本市（11/15）、 長野県立科町（1/16）、岐阜県瑞浪市、岐阜県飛騨市、岐阜県安八町（12/1）、静岡県島田市（12/1）、 静岡県浜松市、愛知県みよし市、愛知県岩倉市（12/1）、愛知県あま市
近畿		滋賀県米原市（12/12）、京都府京田辺市、京都府長岡京市、大阪府阪南市、大阪府豊中市、 大阪府枚方市（12/26）、大阪府大阪狭山市、兵庫県小野市、兵庫県神戸市、兵庫県丹波篠山市、 兵庫県南あわじ市（11/15）、兵庫県姫路市（11/15）、奈良県天理市、和歌山県和歌山市
中国	鳥取（1/21）	山口県岩国市（10/31）、島根県安来市（12/1）、広島県福山市（11/30）、 岡山県早島町（12/1）、岡山県津山市、岡山県高梁市
四国	香川県（10/31）	香川県さぬき市（11/15）、香川県まんのう町、香川県坂出市、香川県東かがわ市（10/31）
九州	大分県（12/1）	熊本県甲佐町、宮崎県西都市（12/1）、宮崎県日南市、鹿児島県南種子町

● 合計 **58団体**（うち事業開始済み22団体）

出産・子育て応援交付金事業における自治体マイナポイントの活用イメージ（想定）

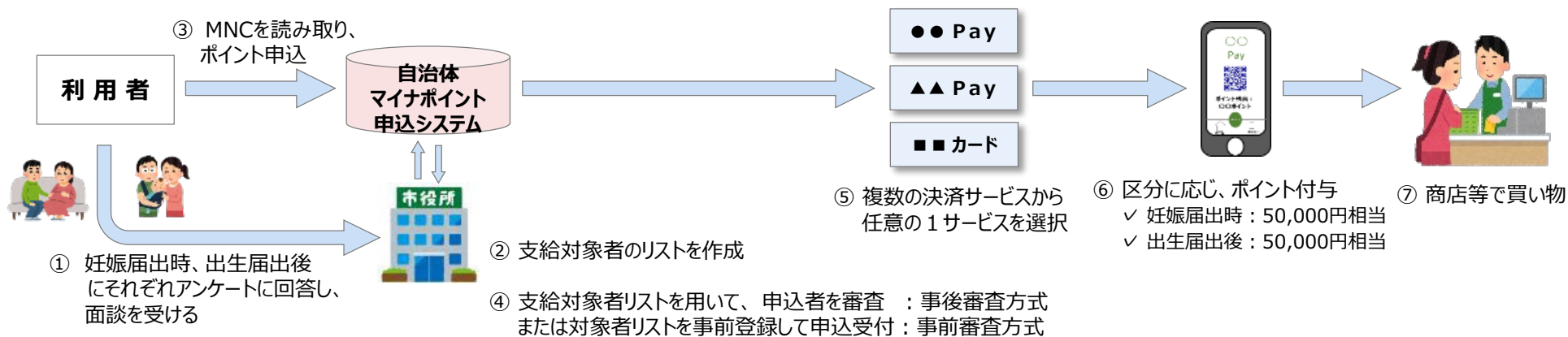
期待される効果・特徴

自治体マイナポイントを活用することで、審査や給付事務の負担を軽減し、効率的な事業の実施が可能となる。

事業イメージ（対象者、付与額）

- 付与対象者：妊娠届時及び出生届出後にアンケートに回答の上、面談を受けた方。
（令和4年4月1日以降の届出に遡及して支給可能）
- ポイント付与額：妊娠届出時50,000円相当、出生届出後50,000円相当。

事業実施スキーム（実施ステップ）



【参考】自治体マイナポイント以外の支給方法（現金給付等）で支給する場合の実施ステップ

※①・②は共通であり、自治体マイナ+現金等、支給方法を併用することも可能。

- ③ 出産・子育て応援ギフトの申請（利用者）
- ④ 支給対象者リストを用いて、申込者が対象者かどうかを審査（自治体）
- ⑤ 対象者へ支給（自治体）

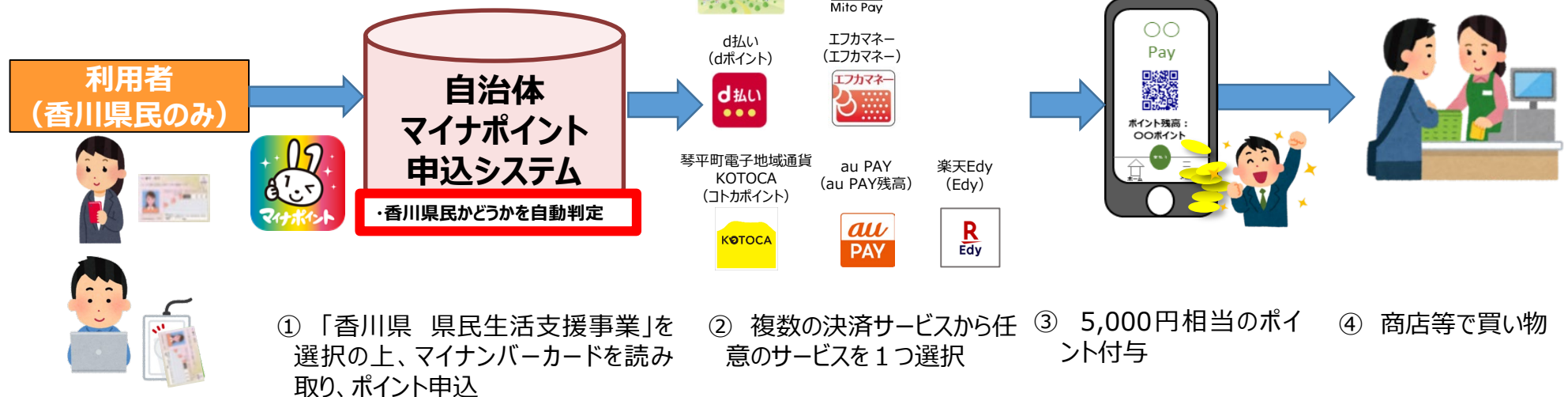
施策例：香川県（コロナ禍における物価高騰対策等）

事業概要

- マイナンバーカードを保有する県民1人当たり5,000円相当のポイントを付与することにより、コロナ禍において物価高騰等に直面している県民への迅速な支援を行うとともに、地域経済の活性化、キャッシュレス決済サービス及びカードの普及促進を図るもの。

事業イメージ

- 付与対象者：香川県民
- ポイント付与額：1人当たり5,000円相当



期待される効果・特徴

- 自治体マイナポイント申込システムを活用し、オンラインでの申請とすることで、**住民の申請手続負担を軽減**するとともに、「香川県民かどうか」を自動判定することにより、**職員の審査事務負担・時間を大幅に軽減**。
- 結果、住民に**迅速にポイント付与**を実施することが可能となり、**効果的な物価高騰対策が可能**。

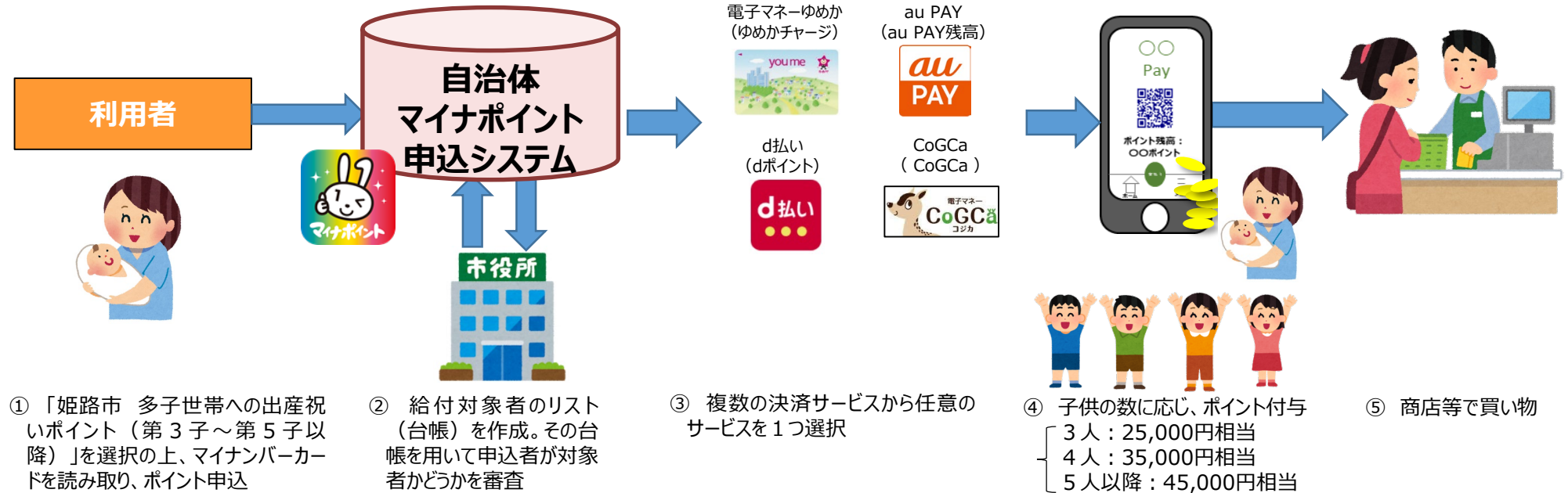
施策例：兵庫県姫路市（多子世帯への出産祝いポイント）

事業概要

- 令和4年4月2日以降に出生した新生児の保護者に対し、その新生児も含めた子供の人数に応じ、出産祝いとして25,000円～45,000円相当のポイントが付与することにより、経済的な負担軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を応援するもの。

事業イメージ

- 付与対象者：令和4年4月2日以降に出生した新生児を持つ保護者
- ポイント付与額：新生児を含めた子供の人数により変動（3人：25,000円相当、4人：35,000円相当、5人以降：45,000円相当）



期待される効果・特徴

- 自治体マイナポイント申込システムとあらかじめ市において作成した台帳とを活用することにより、**子育て世帯への確実な給付が可能**となり、施策目的の効果的な実現が可能。

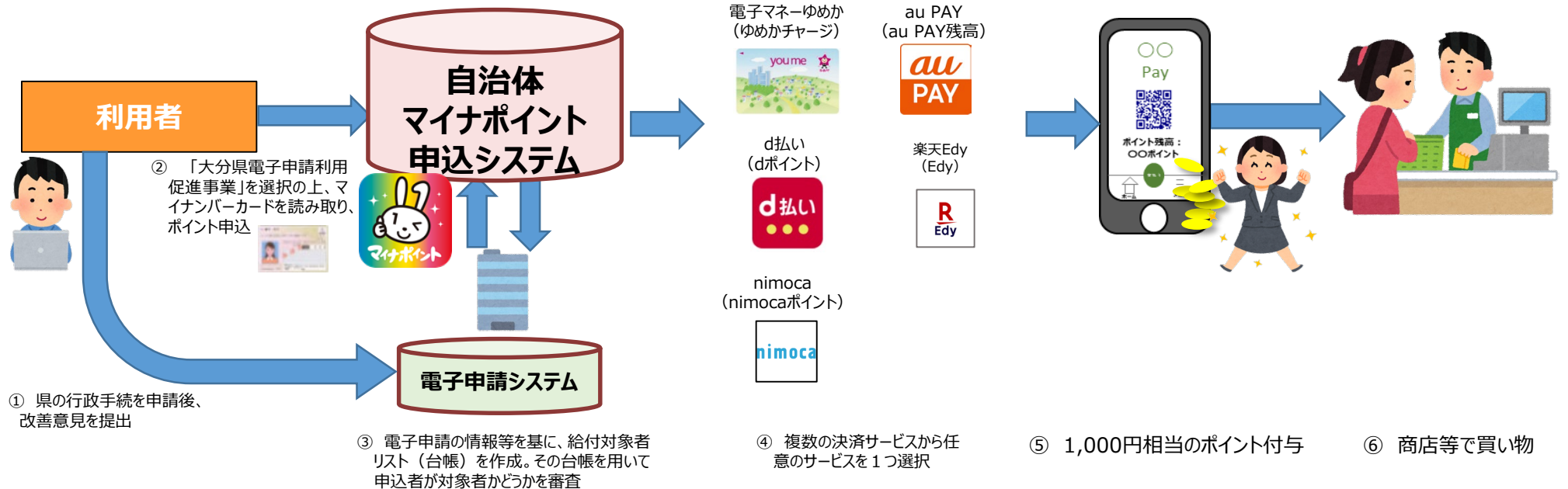
施策例：大分県（DX推進）

事業概要

- 県の行政手続（妊産婦、要介護者等向けの駐車場利用予約等）をオンラインで行った上で、改善意見を提出した者に対し、1,000円相当のポイントを付与することにより、県民目線に立ち、DXの推進を図るもの。

事業イメージ

- 付与対象者：令和4年12月1日から令和5年1月31日までに県の行政手続をオンラインで実施し、改善意見を提出した者
- ポイント付与額：1人当たり1,000円相当



期待される効果・特徴

- マイナンバーカードの取得が自治体マイナポイント付与の前提となっていることと県民から提出された改善意見に基づいて行政手続のオンライン申請におけるUI/UXを向上することの相乗効果により、DXの推進を効果的に実施可能。

施策登録済み団体一覧

(※)最新情報は、自治体マイナポイント事業ホームページ(自治体・決済事業者向けサイト)を参照。

3月3日18時時点

項番	団体名	施策名称	施策内容	申込開始	申込終了
1	茨城県土浦市	つちうら子育て支援ポイント	■ 18歳以下の土浦市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.28
2	群馬県前橋市	まえばしU29応援ポイント	■ 29歳以下の前橋市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.3.9
3	東京都八王子市	八王子マイナポイント	■ 八王子市民に対し、3,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.28
4	長野県松本市	第1弾 若者限定！まつもっとマイナポイント+（プラス）事業	■ 19～25歳の松本市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.11.15	R5.2.15
5		まつもとマイナポイント事業	■ 松本市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。		
6		第2弾 若者限定！まつもっとマイナポイント+（プラス）事業	■ 19～25歳の松本市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R5.2.16	R5.3.15
7		まつもとマイナポイント事業	■ 松本市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。		
8	長野県立科町	立科町 行政手続きデジタル化事業 (e-TAX普及事業)	■ マイナンバーカードを利用してe-TAX（パソコン・スマホ等）で確定申告をした町民にQRコード決済サービス（d払い、au PAY【コード支払い】どちらかの選択）による2,000円相当のポイント付与。	R5.1.16	R5.2.28
9	岐阜県安八町	あんぱち自治体マイナポイント事業	■ 安八町民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.1.31
10	静岡県島田市	島田市わくわくマイナポイント	■ 島田市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.28
11	愛知県岩倉市	岩倉市 自治体マイナポイント事業	■ 岩倉市内店舗で民間キャッシュレス決済事業者による決済サービスを利用して買い物をした際に、決済金額の30%（上限5,000円相当）のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.28
12	大阪府枚方市	ひらかたポイント・ 自治体マイナポイント交換	■ ひらかたポイント制度利用者（市内在住・在学・在勤）の内、希望者に対して自身が保有するひらかたポイントを1ポイントあたり1円相当として、自治体マイナポイントに交換。	R4.12.26	R5.2.28

施策登録済み団体一覧

項番	団体名	施策名称	施策内容	申込開始	申込終了
13	兵庫県姫路市	国保特定保健指導ポイント (動機付け支援)	■ 姫路市国民健康保険の特定保健指導の動機付け支援終了者に対し、500円相当のポイントを付与。	R4.11.15	R5.1.23
14		国保特定保健指導ポイント (積極的支援)	■ 姫路市国民健康保険の特定保健指導の積極的支援終了者に対し、1,500円相当のポイントを付与。		
15		ハッピーバースポイント	■ 赤ちゃんのマイナンバーカードを取得し、申請した者に対し、5,000円相当のポイントを付与。		
16		婚活サポートポイント (会員登録手数料・イベント参加用)	■ ひょうご出会いサポートセンター会員登録手数料の一部について、女性3,000円相当のポイント、男性2,000円相当のポイントを付与。		
			■ 婚活イベントへの参加費用の一部について、女性2,000円相当・男性1,000円相当を上限にポイントを付与。 (※) 年間3回まで申請可能		
17		糖尿病予防歯科検診ポイント	■ 姫路市の糖尿病重症化予防歯科検診の対象者で、検診を受診した者に対し、1,000円相当のポイントを付与。		
18		栄養食事指導ポイント	■ 姫路市透析ハイリスク者予防事業における栄養食事指導の対象者で、栄養食事指導を受けた者に対し、1,000円相当のポイントを付与。		
19		禁煙チャレンジポイント (参加者・成功者)	■ 禁煙外来を受診し、禁煙にチャレンジする者成功した者それぞれに対し1,000円相当のポイントを付与。		
20		多子世帯への出産祝いポイント (第3子・4子・5子以降)	■ 令和4年4月2日以降に出生した新生児の保護者に対し、その新生児も含めた子供の人数に応じ、出産祝いとして25,000円～45,000円相当のポイントを付与。 (3人：25,000円相当、4人：35,000円相当、5人以降：45,000円相当)		
21		介護支援ボランティアポイント	■ 姫路市介護支援ボランティア事業において、「あんしんサポーター」登録者(40歳以上)に対し、活動実績に応じて、上限5,500円相当のポイントを付与。		
22	滋賀県米原市	第1弾 米原市マイナポイント事業	■ 米原市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.12.12	R5.1.31
23		第2弾 米原市マイナポイント事業 (追加受付)	■ 米原市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R5.2.13	R5.2.28

施策登録済み団体一覧

項番	団体名	施策名称	施策内容	申込開始	申込終了
24	兵庫県南あわじ市	南あわじ市 自治体マイナポイント事業	■ 南あわじ市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.11.15	R5.2.28
25	山口県岩国市	岩国市 マイナポイント事業	■ 岩国市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.10.31	R5.1.27
26	鳥取県	とっとり家事シェアキャンペーン	■ 各家事分担に関するアイデアや実施内容を公式SNSに投稿した方のうち、希望者に1,000円相当のポイントを付与。	R5.1.21	R5.2.22
27		あるくと健康！うごく元気！ キャンペーン (とっとり健康マイナポイント事業)	■ 県の公式アプリ上でウォーキングの歩数を計測し、令和5年1月21日から2月12日における歩数が、138,000歩（6000歩×23日）以上となった方に対し、2,000円相当のポイントを付与。		
28		『とりふる』で鳥取と繋がろう キャンペーン！	■ 専用アプリ上で移住定住に関するアンケートに回答した方に2,000円相当のマイナポイントを付与。		
29	島根県安来市	やすぎマイナポイント付与事業	■ 安来市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.28
30	広島県福山市	福山市 自治体マイナポイント事業	■ 福山市民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.11.30	R5.3.15
31	岡山県早島町	早島マイナポイント事業	■ 早島町民に対し、2,500円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.2.15
32	香川県	香川県 県民生活支援事業	■ 香川県民に対し、5,000円相当のポイントを付与。	R4.10.31	R5.1.31
33	香川県さぬき市	市民生活支援 マイナポイント支給事業	■ さぬき市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.11.15	R5.1.31
34	香川県東かがわ市	東かがわ市 市民生活支援事業	■ 東かがわ市民に対し、10,000円相当のポイントを付与。	R4.10.31	R5.1.31

施策登録済み団体一覧

項番	団体名	施策名称	施策内容	申込開始	申込終了
35	大分県	大分県 おおいた歩得利用事業	■ 健康アプリ「おおいた歩得」アプリを新規ダウンロードして、一定の歩数を達成した者に対し、1,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.1.31
36		大分県 小規模集落応援隊参加事業	■ 大分県小規模集落応援隊の活動に参加した者に対し、1,000円相当のポイントを付与。		
37		大分県 電子申請利用促進事業	■ 県の行政手続で電子申請を行った後に、改善意見を提案した者に対し、1,000円相当のポイントを付与。		
38		大分県 マイナンバーカード利活用 アイデアコンテスト受賞者副賞	■ 令和4年12月19日に開催した「大分県マイナンバーカード利活用アイデアコンテスト審査会」において、最優秀賞及び優秀賞を受賞した者に対し、10,000円～100,000円相当のマイナポイントを付与。	R5.2.6	R5.2.22
39	宮崎県西都市	第1弾 西都市 子育て世帯生活支援ポイント	■ 中学生以下の子どもを養育する西都市民に対して、子ども一人あたり10,000円相当のポイントを付与。	R4.12.1	R5.1.16
40		第2弾 西都市 子育て世帯生活支援ポイント	■ 中学生以下の子どもを養育する西都市民に対して、子ども一人あたり10,000円相当のポイントを付与。	R5.2.6	R5.2.22

その他の施策

棚田地域振興法の概要

- 令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

棚田地域振興法の概要

1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、
高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に
直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の責務(4条)

- 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4. 基本方針等(5条・6条)

- 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策(7条～18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興
コンシェルジュ

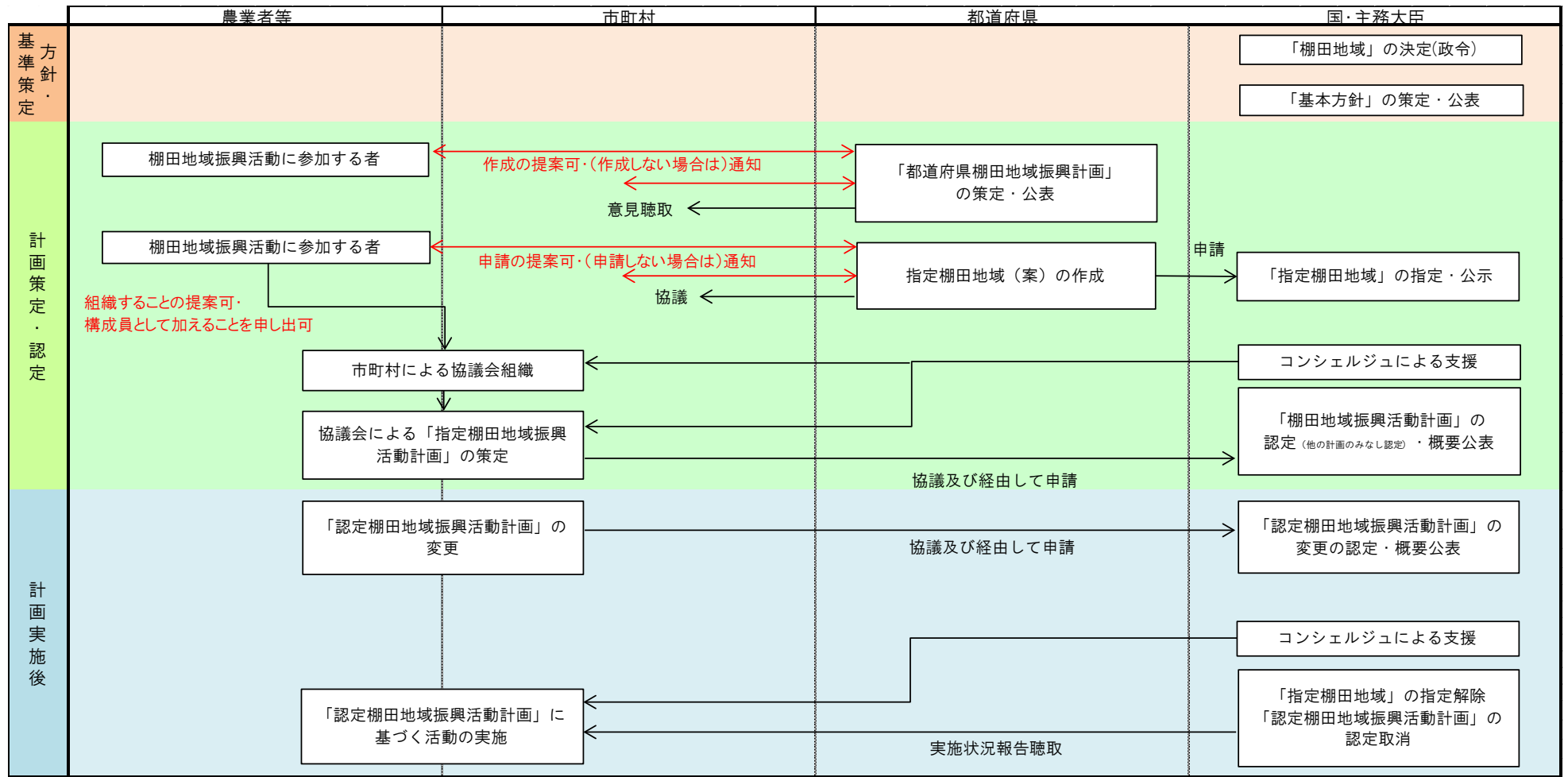
(2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日
失効日：令和7年3月31日

棚田地域振興法のスキーム図



都道府県や市町村が積極的に動いてくれない場合はどうしたらよいのでしょうか。

法律上、棚田地域振興活動に参加する者は以下について提案することができます。

- ① 都道府県に対して、都道府県棚田地域振興計画の作成
 - ② 都道府県に対して、指定棚田地域の指定申請
 - ③ 市町村に対して、協議会を組織すること
- ①及び②の提案を受けた都道府県は、提案者に対してどのように対応するか通知する必要があります。



アスベスト対策の推進

- 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされている。
- 平成28年5月に、石綿障害予防規則の遵守の徹底等、及びアスベスト含有保温材等の使用状況の調査の実施を要請。
- フォローアップ調査結果(平成29年12月公表)によれば、**吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設があるほか、石綿含有保温材等の調査未実施施設が相当数あった**ため、平成29年12月28日付けで各都道府県総務担当部長、各指定都市総務担当局長に対し、総務省地域力創造グループ地域政策課長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 併せて、平成30年1月16日付けで各都道府県総務部(局)長、各都道府県人事委員会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市人事委員会事務局長に対し、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 平成30年度から令和4年度にかけて実施したフォローアップ調査(毎年4月実施)の結果によれば、**依然として、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設及び石綿含有保温材等の調査未実施施設があった**ため、各都道府県総務部(局)長、各指定都市総務局長に対し、総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。(平成30年11月2日付け、令和2年1月20日付け、令和3年1月27日付け、令和4年1月7日付け、令和5年1月6日付け通知)

<令和4年度フォローアップ調査の結果>

吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール(レベル1)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
香川県	10	0	—	10	福岡県	499	0	0	499
岐阜県	9	2	—	7	神奈川県	441	408	0	33
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

アスベスト含有保温材、耐火被覆材等(レベル2)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
山形県	17	17	—	0	広島県	2,936	498	575	1,863
福岡県	16	0	11	5	愛媛県	2,723	412	—	2,311
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

**除去、封じ込め、囲い込み等の必要な措置を講ずるなど、
改めて、石綿障害予防規則の遵守の徹底等をお願いします！**
※令和5年4月を目処に、次回のフォローアップ調査を実施予定



再犯防止対策の推進

- 地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されている。

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の概要

<目的> (第1条関係)

- ・ 再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する

<基本理念> (第3条関係)

- ・ 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ・ 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- ・ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- ・ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務> (第4条関係)

- ・ **地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた施策を策定・実施**

<連携、情報の提供等> (第5条関係)

- ・ 国及び地方公共団体の相互の連携
- ・ 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画> (第8条関係)

- ・ **都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める**

<基本的施策> (第24条関係)

- ・ 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止推進法制定前から協力依頼している事項

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置(入札参加資格等における優遇)等について協力依頼

➡ 引き続き、積極的な取り組みをお願いします!

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「再犯防止推進計画」(H30~R4)を、平成29年12月15日に閣議決定

<ポイント：地方公共団体との連携の強化>

- ・ 再犯防止を担当する部署の明確化
- ・ 再犯防止のための地域ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

➡ 地方再犯防止推進計画を策定するなど、地方公共団体の取り組みが期待されていますので、ご協力をお願いします!

<参考>

- ・ 47の都道府県、355の市区町村が計画を策定(R4.10)
- ・ 現在、多くの地方公共団体が策定に向けて検討 等

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

- 都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「基本計画」が平成29年6月9日に閣議決定されている。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年12月16日法律第111号)の概要

<目的> (第1条関係)

- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

<基本理念> (第3条関係)

- ・ 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- ・ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<都道府県の責務> (第5条関係)

- ・ **都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定、実施**

<都道府県計画> (第9条関係)

- ・ **都道府県は、基本計画を勸案して、都道府県計画を策定するよう努める**

<基本的施策> (第10条から第14条まで関係)

- ・ 建設工事の請負契約における経費(労災保険料を含む)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ・ 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進等

都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく「基本計画」について、平成29年6月9日に閣議決定
- 同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省土地・建設産業局長名の連名で文書を発出し、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
 - ・ 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
 - ・ 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
 - ・ 新たに出てきた課題等の共有 等
- 都道府県計画の策定の留意事項
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について、積極的な取組を要請
 - ・ 平成30年10月22日付、令和元年8月1日付、令和2年9月14日付、令和3年10月28日付、令和5年1月31日付事務連絡

都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします!

地域力創造グループ施策担当者一覧 ①

施策名	担当課室	担当者	電話番号
1. ローカルスタートアップ支援制度	地域政策課	酒川、珠山、林、笹波	03-5253-5523
2. 分散型エネルギーインフラプロジェクト	地域政策課	渡部、巢山	03-5253-5523
3. ふるさとワーキングホリデー推進事業	地域政策課	近藤、武田	03-5253-5523
4. 関係人口創出・拡大事業	地域自立応援課	中村、宮津	03-5253-5391
5. 地域おこし協力隊	地域自立応援課	深野、民谷、橋口、宮津	03-5253-5394
6. 地域活性化起業人	地域自立応援課	中村、橋口、民谷	03-5253-5394
7. 地域プロジェクトマネージャー	地域自立応援課	中村、西野、宮津	03-5253-5391
8. 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度	人材力活性化・連携交流室	中原、北島	03-5253-5392
9. 移住・交流情報ガーデン	地域自立応援課	中原、民谷	03-5253-5392
10. 子供農山漁村交流推進事業	人材力活性化・連携交流室	深野、飛龍	03-5253-5394
11. 地域運営組織の形成・運営	地域振興室	寺坂	03-5253-5533
12. 特定地域づくり事業協同組合	地域振興室	来島	03-5253-5534
13. 定住自立圏の推進	地域自立応援課	中村、民谷	03-5253-5394
14. マイナンバーカードの広域利用促進事業	地域自立応援課 市町村課	中村、民谷 城戸	03-5253-5394 03-5253-5516
15. サテライトオフィス・マッチング支援事業	地域自立応援課	中原、宮津	03-5253-5392

地域力創造グループ施策担当者一覧 ②

施策名	担当課室	担当者	電話番号
16. 過疎対策	過疎対策室	仁木	03-5253-5536
17. 集落支援員	過疎対策室	仁木、福坪	03-5253-5536
18. マイナポイント事業	マイナポイント 施策推進室	作井、武藤	03-5253-5585
19. 自治体マイナポイント	マイナポイント 施策推進室	作井、武藤	03-5253-5585